

参考資料

1. 設置認可関係

1 - 1 設置認可のあり方見 直しに係る答申

大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について【抄】

(平成14年8月中央教育審議会答申)

※下線は強調のため追記

第1章 基本的な考え方

- 2 我が国の大学の質の保証システムの現状
 - (2) 大学、学部等の設置に当たっては、国が大学設置基準等を基に審査し認可を行っているが、この設置認可制度は、我が国の大学が教育研究水準や学位等の国際的な通用性などを確保する上で、一定の役割を果たしている。
 - (4) 現行の設置認可は、前述のように大学の質の保証の観点で一定の役割を果たしており、設置認可の際、教育課程、教員組織、校地・校舎などについて審査が行われるが、これらは、これから行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものであり、実際にどのような教育が行われるかについて直接的な保証をすることには困難もある。・・・
- 4 改革の方向性

以上のことを踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

第2章 設置認可の在り方の見直し

- 1 設置認可の対象
 - (1) 大学の組織の新設・改廃には国の認可が必要であり、具体的には、現在のところ、学部の学科レベルまで認可の対象としている。この場合、国は大学設置基準等を基に、大学設置・学校法人審議会において、①教育研究上の理念など設置の趣旨が具体的かつ明確に示されているか、②設置の趣旨に照らし教育課程は適切であるか、③教育課程を展開するのにふさわしい教員組織であり、かつ、校舎等施設・設備が質的にも量的にも十分であるか、などの観点を中心に審査し、その答申を得て認可している。
 - (4) そこで、もう一つの方法としては、大学が授与する学位の種類や分野に着目し、その違いによって認可対象を限定する方法が考えられる。もともと学位授与権の付与が国際的にも歴史的にも大学の設置認可の際の重要な要素であり、大学の設置認可は、学位を授与するためにふさわしい教育課程、教員組織等があり、一定の分野で一定の水準の知識・技術を身に付けさせることが可能であるかどうかを審査して行われるものである。このような設置認可の性格を考えれば、設置認可時に授与することが想定された学位の分野などを超えない学部等の設置であれば、新たに認可を求めることは特段必要がないと考えられる。
 - (5) したがって、国の設置認可は、大学、大学院の基本組織である学部、研究科等の新設・改廃について行うことを原則とするが、学部の設置は認可、学部の学科の設置は届出といった形式的な対応とするのではなく、改編前後で授与する学位の種類や対象とする分野に変更があるか否かを勘案して次のような弾力的な取扱いとする。
 - 1 現在授与している学位の種類・分野を変更しない範囲内で組織改編する場合は、学部等大学の基本組織の設置であっても国の認可は不要とし、届出で足りることとする。
 - 2 新たな種類・分野の学位を授与するための組織改編の場合は、学部の学科の新設であっても認可の対象とする。

その他設置認可審査に係る過去の答申（抜粋）①

- 「○ 大学等の設置認可及びその審査の過程は、申請者と大学設置・学校法人審議会との「対話」を通じて、相応の時間をかけて、設置構想の実現可能性や信頼性を確保し、その内容を充実させる手続であり、高等教育の質を担保するための本来的な制度としての意義を有している。また、高等教育の質の保証は事後評価のみでは十分ではなく、事後評価までの情報の時間的懸隔に伴う大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するのは適切でない。一部の外国に見られるような、学費の対価として安易に学位を取得させる非正統的な教育機関（いわゆる「ディグリー・ミル（またはディプロマ・ミル）」）の出現を抑止して学習者保護を図るための方策としても、一定の事前評価は必要である。」
- 「○ 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識（第3章1（1）（ア）参照）との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。」

（「我が国の高等教育の将来像」（平成17年中央教育審議会答申））

その他設置認可審査に係る過去の答申（抜粋）②

「・・・上記のような設置認可制度の弾力化や審査基準の簡素化もあいまって、最近の新設大学の中からは、専任教員や実務家教員などの教員組織、教育課程、施設・設備などの各般にわたり、大学教育の在り方として疑義が呈される事案が発生している。資格試験予備校と内実が変わらない大学の実態が明らかとなり、認可の在り方に対する厳しい社会的な批判が生じたことも看過できない。

単に認可要件を緩和して大学の新規参入を促進するのみでは、学位の水準の維持・向上につながらないという点を、教訓として十分に認識する必要がある。これらの課題については、大学設置・学校法人審議会から、大学設置基準等の見直しを求めた課題提起がなされているところであり、これを重く受け止めなければならない」

「いかに個性化・特色化が進み、多様な機能別に分化していくとしても、大学は、教育基本法が謳うように、教育と研究等を基本的な役割として担い、その自主性・自律性が尊重されるなど、社会的に特別な地位を占めている。教員組織等の在り方は、そうした大学の本質が反映したものでなければならない。

国際的にも、ディグリー・ミルの問題への対応が求められており、そのような意味でも、大学の要件を明確に示し、厳格化すべきものは厳格化するなど、設置認可制度や評価制度等を的確に運用することが求められる。」

（「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年中央教育審議会答申））

「○最近の設置認可をめぐり議論のあった課題の具体例

【設置形態を問わず共通の事項】

- ・報酬や担当時数が過少である者や企業経営者などの本務を有する者は専任教員と言えるのか。専任教員の役割・責任や勤務条件の明確化が必要ではないか。
- ・教員審査に当たって、実務家としての業績をどのように評価するか。
- ・教員研究室が狭隘、教員研究費が過少など、研究環境に問題がある場合の取扱いをどう考えるか。
- ・附属図書館などの保有図書数が過少な場合の取扱いをどう考えるか。
- ・通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野をどのように考えるか。また、多様な教育手法の導入に伴い、十分な教育効果をあげるための教育体制の整備が必要ではないか。
- ・学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化についてどう考えるか。

（「大学の設置認可について」（平成20年大学設置・学校法人審議会意見））

学位の種類及び分野の変更等に関する基準等

■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 抄

第四条

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号） 抄

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該選考に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

別表第一 ※一部のみ掲載

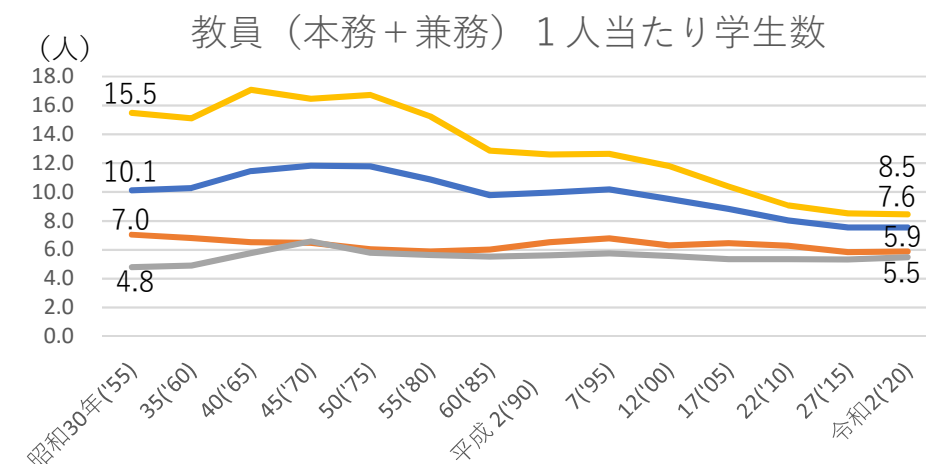
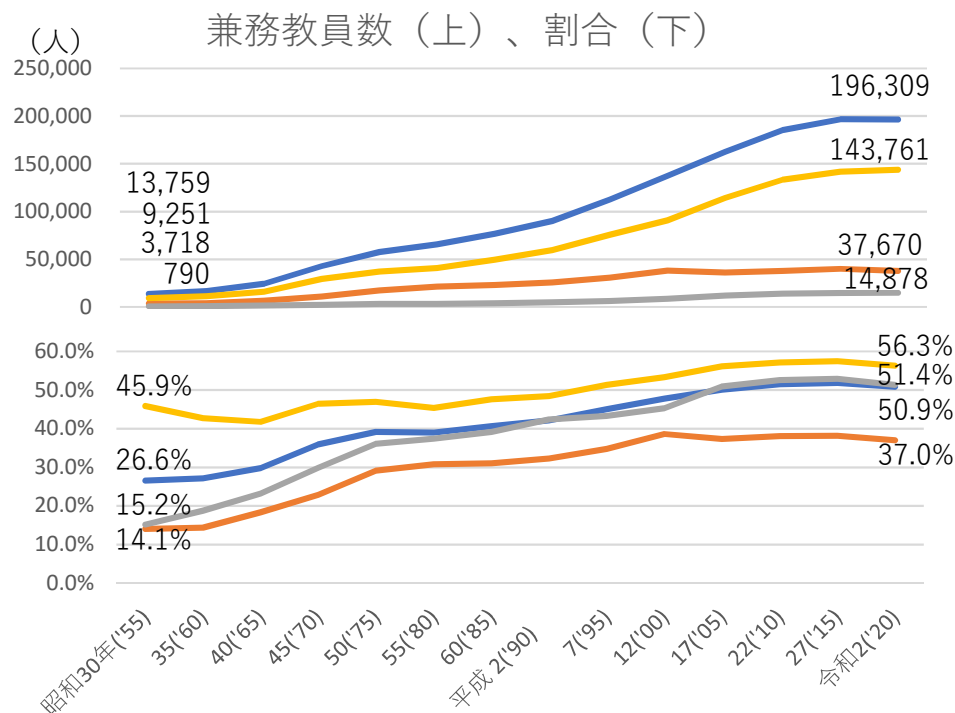
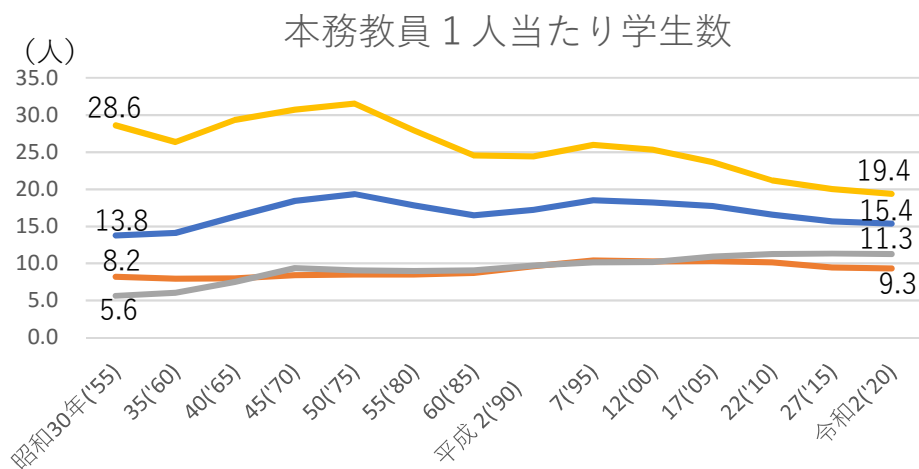
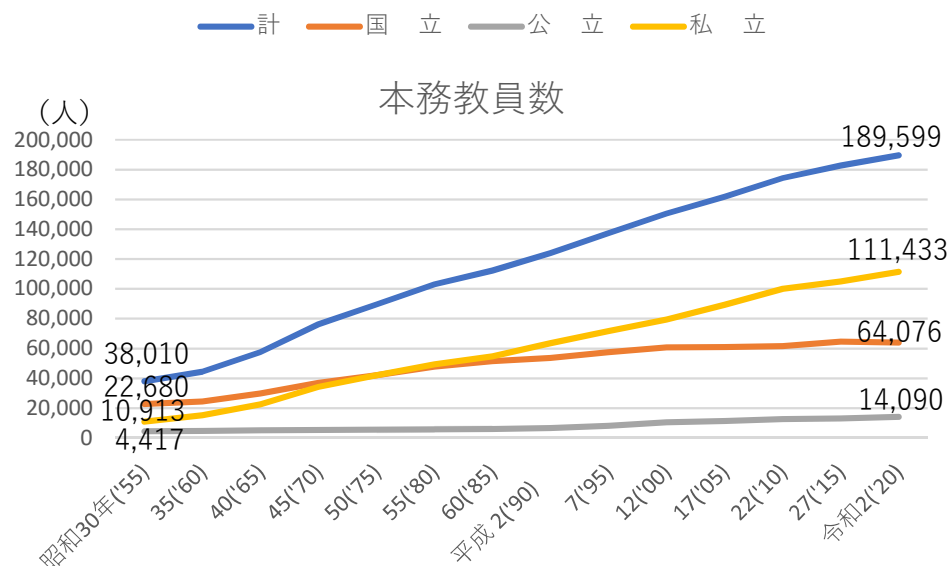
学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

2. 専任教員、学内 組織等関係

2 - 1 教員関係データ等

教員に関するデータ①

大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員 1 人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。



出典：学校基本調査（5月1日時点）

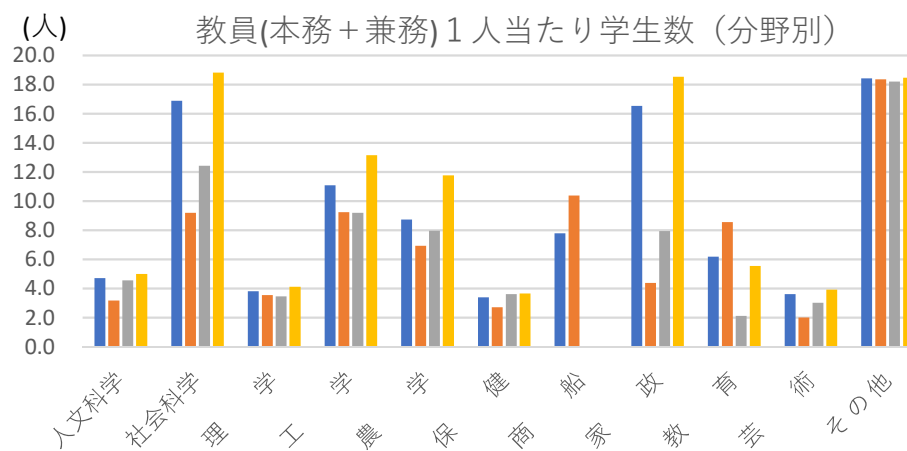
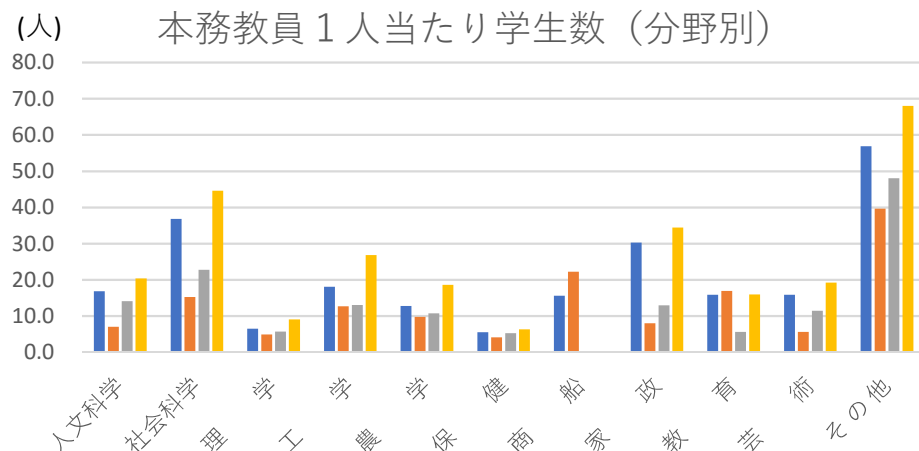
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

教員に関するデータ②

- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。

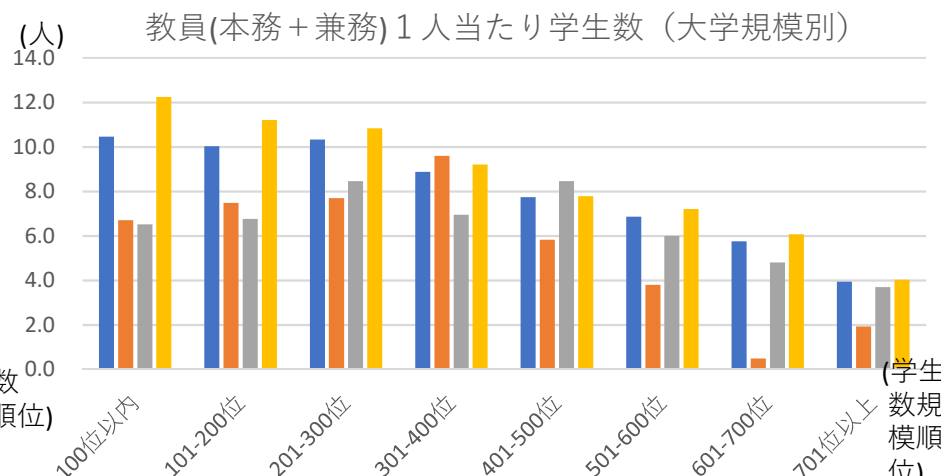
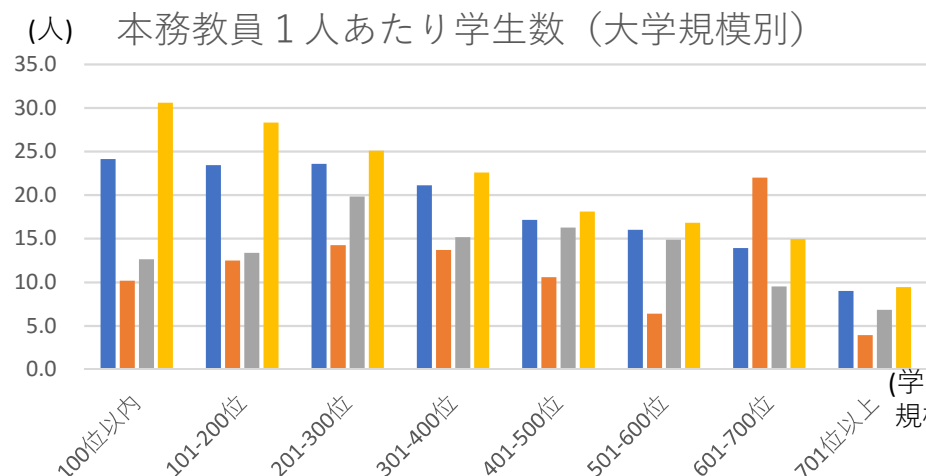
— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

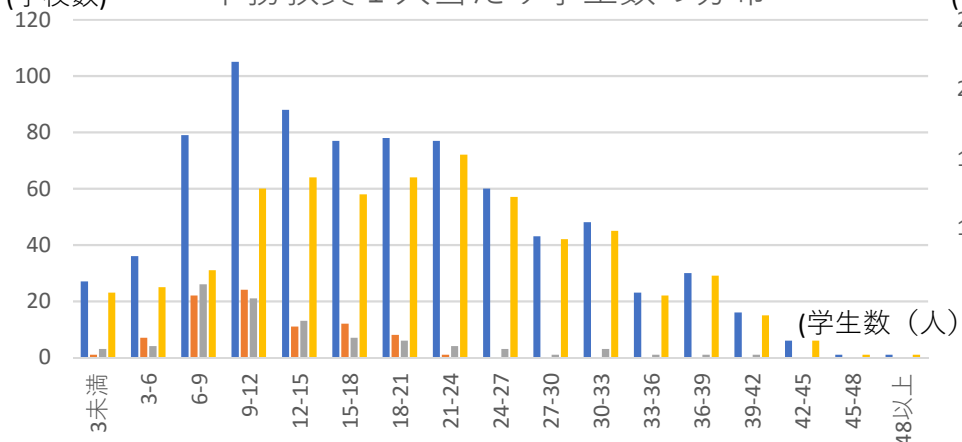
注）100位(7,567人) 200位(4,388人) 300位(2,523人) 400位(1,659人) 500位(1,189人) 600位(792人) 700位(436人)

教員に関するデータ②

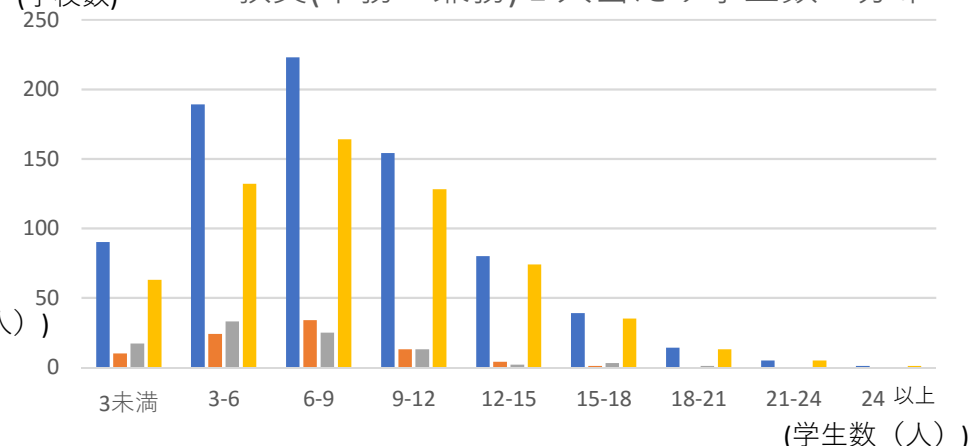
- 本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

計 国 立 公 立 私 立

(学校数) 本務教員 1 人当たり学生数の分布



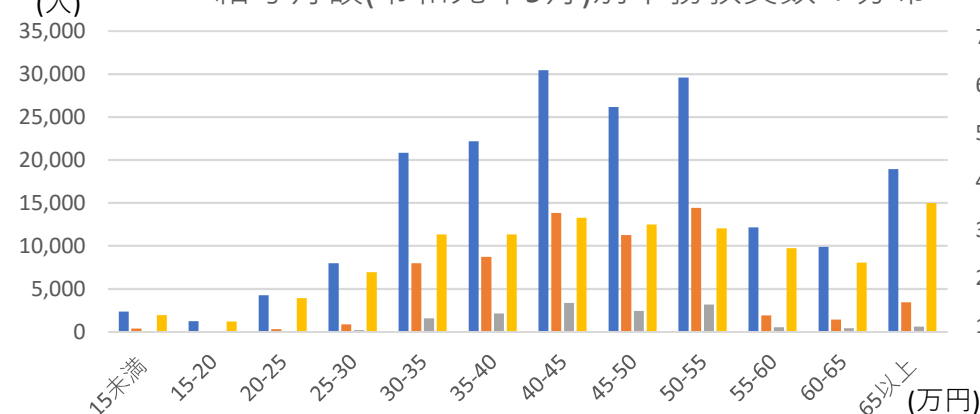
(学校数) 教員(本務+兼務) 1 人当たり学生数の分布



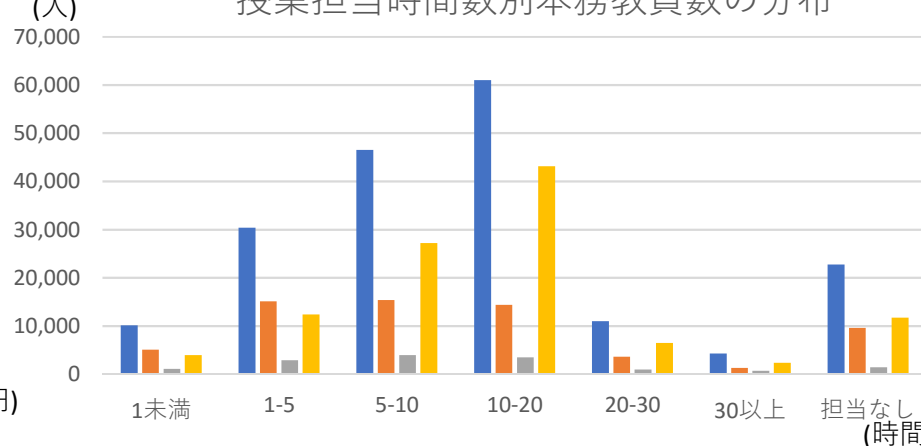
出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

(人) 給与月額(令和元年9月)別本務教員数の分布



(人) 授業担当時間数別本務教員数の分布



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

みなし専任教員規定（専門職大学）

■専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

2 - 2 大学設置基準の主な 変遷（教員組織関係）

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）①

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）
【昭和31年10月22日制定】

大学基準（大学基準協会 昭和二十二年決定）
【昭和28年6月9日改訂】

三、大学はその目的、使命を達成するために必要な講座及はこれに代る適当な制度を設けなければならない。

講座における教員組織は次の基準に依る。

- 1、講座は専任の教授が担任することを原則とする。講座を担任すべき適当な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授、講師がそれを担任又は分担することができ、助教授、講師が講座を担任及は分担する場合には教授会の承認を経なければならない。
- 2、兼任教授、助教授、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座数の半数を超えることはできない。
- 3、各講座には助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授、助手を欠くことができる。
- 4、講座を担任しない教授及び講座に属していない助教授、助手を置くことができる。
- 5、講座外又は特別の授業は助教授、講師で差支えない。



第三章 学科目制、講座制及び教員組織

第五節 学科目制及び講座制

第五節 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

第六節 学科目制

第六節 教育上主要と認められる学科目（以下「主要学科目」という。）は、専任の教授又は助教授が担当するものとする。ただし、主要学科目を担当すべき適当な教授又は助教授が得られない場合に限り、専任の講師又は兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができ

昭和29年6月改訂大学基準協会「大学基準」及びその解説（抄）

三 研究・教授の組織形態

ここでは、大学の目的、使命を達成するため、必要な研究・教授の組織形態を確立しこれに相当する教員組織を明らかにしたのである。元来講座は、学問体系上独立の学問と認められると共に、学部構成上主要な位置を占める学科目に対して設定されるものであつて、在来の官立総合大学の講座制度は相当厳格なもので、現下のわが国の実情にはやや即しない憾みがある。そこで、この基準の講座は、それよりも更に自由な、中のある、いわば、在来の講座制と科目性の中間位をねらいとしたものであつたが、講座という言葉のもつ臭味から、右の真意の徹底を欠き、ややもすると誤解が起るおそれがあるので、昭和二十二年十二月の総会の決議によつて、「大学はその目的、使命を達成するために、必要にして十分な講座を設けなければならない」という条件を「大学はその目的、使命を達成するために、必要な講座、またはこれに代る適当な制度を設けなければならない」というように改訂することになったのである。したがつて、各大学は、その目的・使命に依つて最も適当と思われる研究・教授の組織形態を自由に決し、各々その独自の学風と特色を遺憾なく發揮することができ、建前となつてゐる。そして研究・教授の組織形態を裏付ける教員組織は、講座における場合を明示してあるから、たとえ科目制度なり、または、その他の適当な制度なりを採用しても、講座の場合に準拠して考慮すれば、一行差支えないわけである。したがつて、そういう場合には、講座をそれに該当する主要学科目という意味に解釈すればよいことになる。

ただこの「講座を担任しない教授及び講座に属しない助教授、助手を置くことができる」という条件は、本来文字通りに解釈して差し支えないが、更に詳しくいえば二通りに分けることができる。すなわち、講座を担任、またはそれに所属しないが、他の授業に関連するものと、授業には一切関係なく専ら研究にのみ専念する所謂研究所の教授、助教授等の意味のものと二通りに分けるわけである。しかも、大学の教育内容の充実の点から見れば、かような教授が相当多数置かれることが望ましいのである。殊に大学院を設置する大学においては、学部や研究所の教授団を充実し、その黄蘗する力をもつて大学院の指導に当る建前になつてゐるから、なおさら、そうすることが必要となるであらう。

昭和31年文部省大学学術局大学課「大学設置基準の解説」（抄）

第三 学科目制、講座制及び教員組織について

一 学科目制における主要学科目は、原則として専任の教授又は助教授が担当することになつてゐるが、このような教員が得られない場合は、専任の講師又は兼任の教員でもよい、としてゐる。しかし、そのうち兼任教員の数は、全教員数の二分の一を超

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）②

- 2 主要学科目以外の学科目についてもなるべく専任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当するものとし、大学の事情によつては兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。
- 3 実験、実習、演習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。
- （講座制）
- 第七条 講座には、教授、助教授及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教授若しくは助手を欠くことができる。
- 2 講座は、専任の教授が担当するものとする。ただし、講座を担当すべき適当な教授が得られない場合に限り、専任の助教授若しくは講師又は兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。
- （講座外授業）
- 第八条 講座制を設ける大学において、講座外の授業を設けるときは、なるべく専任の助教授若しくは講師がこれを担当するものとし、大学の事情によつては兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。
- （授業を担当しない教員）
- 第九条 前三条に規定するもののほか、大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教授、助教授又は助手を置くことができる。
- （専任教員）
- 第十条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。
- （専任教員数）
- 第十一条 大学の学部における専任教員の数
は、別表第一から第三までのとおりとする。
- （兼任教員数）
- 第十二条 第六条、第七条又は第八条の規定による兼任の教員の合計数は、全教員数の二分の一をこえないものとする。

なお、学科目制における主要学科目は、¹⁶該大学が定めるべきものではあるが、専攻分野によつて主要学科目とすべき基本的な学科目はおのづから定まつていともいえるので、例えばたまたま主要学科目とすべき学科目を担当する教員を得られないために、その学科目を主要学科目から外した¹⁷り、逆に主要学科目とすべきでないのに、たまたま教員がいるためにその学科目を主要学科目に入れたりするようなものではない。あくまでその専攻分野に応じて定められるものである。

二 講座制においては、学部学科により相違はあるが、講座が専任の教授、助教授及び助手をもつて組織することを原則としているので、教授は講座の責任者であり、担当者であるということになる。しかし、専任の教授が一時欠けているような場合にはその講座の助教授かほかの講座の教授等が担当することになるが、その大学以外から兼務する場合の教員数の制限については学科目の場合と同様である。なお、講座における助教授又は専任の講師は、教授の下に教授の職務を助けるものであるが、授業を担当せず、研究に専念することが多い。

三 主要学科目以外の学科目又は特別の授業科目の担当について第六条第二項及び第八条で定めているが、大学の事情によつては勿論専任の教授に担当させても差しつかえない趣旨である。ただし、主要学科目又は講座における教員定員をさいてこれにある意味でないということはいうまでもない。

四 大学は、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教授、助教授又は助手を置くことができるものとしてい¹⁸る。これは大学付属の研究職員とか附属学校の長の職に教授、助教授等を充てる場合などを指している。

五 専任教員はその定義が非常にまちまちになつてい¹⁹るが、少なくとも大学だけに職を持つ者が二以上の大学において教えている場合には、一大学が専任教員であれば、当然ほかの大学は兼任教員である。また、大学としては一大学だけ教えているが、会社²⁰に勤務しているとか、医師、歯科医師、薬剤師又は弁護士等を開業しているとかの場合には専任教員とみなしがたい場合が多い。従つて専任教員の判定は一律には定め²¹ないが、その給与が生活を支える程度のものかどうか又一週間の勤務時間がどの程度か、学内に研究室を持つているか等により考えるべきである。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）③

別表第一（医学、歯学以外の学部的一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数）

授業科目の種類	専任教員数		
	入学定員一〇〇人の場合	入学定員二〇〇人の場合	入学定員三〇〇人の場合
一般教育科目	二	三	三
人文科学系	二	三	三
社会科学系	一	二	二
自然科学系	二	三	四
外国語科目	二	三	五
保健体育科目	〇	一	一
合 計	七	一二	一五

備考

- この表に定める入学定員及び教員数は、二以上の学部を置く大学の場合は、各学部の入学定員及び教員数の合計数とする。
- この表に定める教員数は、教授、助教授または講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（以下別表第二及び別表第三において同じ。）。
- 入学定員が百人未満の場合には、社会科学系以外の教員一人を減じて六人とすることができる。
- 入学定員がこの表に定める数をこえる場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第二及び別表第三において同じ。）。
- 夜間学部がこれと同じ種類の昼間において授業を行う学部（以下「昼間学部」という。）と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の入学定員が当該昼間学部の入学定員をこえる場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第三において同じ。）。

別表第二（進学の課程の専任教員数）

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員六〇人の場合	入学定員一二〇人の場合
一般教育科目	一	一
人文科学系	一	一
社会科学系	三	四
自然科学系	一	二
外国語科目	〇	〇
保健体育科目	六	八
合 計	六	八

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）④

別表第三（専門教育科目専任教員数）

学部名	一 専任教員数		二 以上の学科で組織する場合の専任教員数	
	入学定員	専任教員数	入学定員	専任教員数
文学部	八〇—一五〇	一〇	五〇—一〇〇	六
教育学に関する学部	八〇—一五〇	一〇	五〇—一〇〇	六
法学部	一〇〇—二〇〇	一四	一〇〇—一五〇	一〇
経済学部	一〇〇—二〇〇	一四	一〇〇—一五〇	一〇
商学部	一〇〇—二〇〇	一四	一〇〇—一五〇	一〇
理学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—八〇	八
工学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—八〇	八
農学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—八〇	八
薬学に関する学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—六〇	八
家政に関する学部	五〇—一〇〇	一〇	四〇—六〇	六
美術に関する学部	五〇—一〇〇	一〇	四〇—六〇	六
音楽に関する学部	五〇—一〇〇	一〇	四〇—六〇	六
体育に関する学部	五〇—一〇〇	一二	四〇—八〇	八

備考

一 入学定員が、この表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員にかえることができる。

二 二以上の学科で組織する学部の場合、共通する授業科目があるときは、文学部、理学部、工学部、農学部又は家政に関する学部にあつては、一の学科以外の学科においてこの表に定める教員数からそれぞれ一人を減じた数（ただし、教授は、文学部及び家政に関する学部にあつてはそれぞれ三人以上、理学部、工学部及び農学部にあつてはそれぞれ四人以上とする。）とすることができる。

三 二以上の学科で組織する学部の場合、共通する授業科目があるときは、法学部、経済学部又は商学部にあつては、この表に定める教員数を学科間で融通することができる。ただし、学部の教員数は、この表に定める教員数の合計数を減じないものとする。

四 この表に掲げる学部以外の学部における教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する専門科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとする。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑤

【昭和45年8月31日公布】

別表第一 育科目、 外国語科目及び保健体育科目専任 教員数） （医学、歯学以外の学部的一般教				別表第二 （進学の課程の専任教員数）			
授業科目の種類 一般教育科目 外国語科目 保健体育科目 合 計	専任教員数			授業科目の種類 一般教育科目 外国語科目 保健体育科目 合 計	専任教員数		
	入学定員一〇〇人の場合	入学定員二〇〇人の場合	入学定員三〇〇人の場合		入学定員六〇人の場合	入学定員一二〇人の場合	入学定員二二〇人の場合
	五	八	九		五	六	六
	二	三	五		一	二	二
備考 一・二 （略） 三 入学定員が百人未満の場合には、「一般教育科目又は外国語科目の教員一人を減じて六人とする」とができる。 四・五 （略） 六 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、入学定員一〇〇人の場合にはそれぞれ一人以上、入学定員二〇〇人の場合及び三〇〇人の場合にはそれぞれ二人以上とする。	七	一二	一五	備考 一・二 （略） 三 入学定員が百人未満の場合には、「一般教育科目又は外国語科目の教員一人を減じて六人とする」とができる。 四・五 （略） 六 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、入学定員一〇〇人の場合にはそれぞれ一人以上、入学定員二〇〇人の場合及び三〇〇人の場合にはそれぞれ二人以上とする。	六	八	八
	〇	一	一		〇	〇	〇
	二	三	五		一	二	二
	五	八	九		五	六	六
備考 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ一人以上とする。				備考 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ一人以上とする。			

昭和45年9月19日文大大第432号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（通達）」（抄）

改正の趣旨

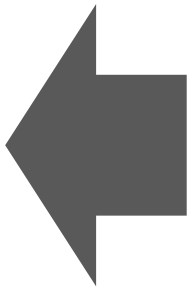
今回の改正は、各大学がそれぞれの教育方針に基づき教育課程、とくに一般教育関係の教育課程をより弾力的に編成、展開することができるよう一般教育科目の開設方法、各授業科目の単位数、卒業の要件等について所要の措置を講ずるとともに、あわせて外国人留学生に対する教育を実情に即して改善するため、外国人留学生に係る卒業の要件について必要な措置を講じたものであること。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑥

【昭和50年12月25日公布】

【昭和48年11月28日公布】

（講座外授業）
第八条（略）
（学部以外の基本組織に関する特例）
第八条の二 学部以外の基本組織を置く大学は、当該学部以外の基本組織に関し、学科目制及び講座制を設けないことができる。
この場合において、当該学部以外の基本組織の教育研究上主要と認められる分野については、それぞれの分野を担当する専任の教授又は助教授を置くものとする。



（専任教員数）
第十一条 大学の学部における専任教員の数
は、別表第一及び別表第三までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学の学部における専任教員数は、別表第二及び別表第三の二のとおりとする。

別表第二 医学又は歯学の学部の一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数（第十一条関係）

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員六〇人の場合	入学定員二二〇人の場合
一般教育科目	五	六
外国語科目	一	二
保健体育科目	〇	〇
合計	六	八

備考

一 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ一人以上とする。

二 入学定員が八十人の場合には、一般教育科目の教員数を六人とし、外国語科目の教員数を一人とすることができる。

三 入学定員が八十人未満の場合には、一般教育科目の教員数を五人とし、外国語科目の教員数を一人とすることができる。

昭和48年11月28日文大第476号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（通達）」（抄）

趣旨

今回の改正は、去る九月二十九日公布された国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百三十三号）により学校教育法の一部が改正され、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）を置くことができるものとされたことに伴い、学部以外の基本組織の設置基準上の取扱いを定めるとともに、これを機会に、授業科目の区分の取扱い及び授業期間について弾力化を図るなど、各大学がその特色を生かして多様な教育研究を展開しうるよう所要の措置を講じたものである。

昭和50年12月25日文大医第339号「大学設置基準等の一部を改正する省令の制定等について（通達）」（抄）

今回の改正は、医学部又は歯学部を置く大学が、医・歯学の高度の発展並びに医・歯学の教育、研究の拡充に対する社会の要請に柔軟に対応しながら、医・歯学教育の水準の維持向上を図り、かつ、創意と工夫を生かした設置運営を図り得るよう医学部又は歯学部の設置基準に関する従来の取扱いを改善し、省令として規定するものであります。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑦

【昭和59年8月13日公布】

別表第三の二 医学又は歯学の学部の特任教
育科目専任教員数（第十一条関係）

学部名／ 入学定員	入学定員八〇人 の場合	入学定員一二〇 人の場合	入学定員一六〇 人の場合
医学部	一四〇	一四〇	二二
歯学部	八五	九九	一二三

備考

- この表に定める医学部の専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- この表に定める歯学部の専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 入学定員がこの表に定める数に満たない場合には、専任教員数の一部を減ずることができる。
- 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。



附 則
156 (略)

7 昭和六十一年度から昭和六十七年度までの間に期間（昭和六十一年度から昭和七十四年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。）の専任教員数については、第十条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。この場合においては、第十二条の規定は、適用しない。



昭和59年8月13日文高大第240号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通達）」（抄）

この省令は、昭和六十一年度からの一八歳人口急増急減に対処するため、大学設置審議会大学設置計画分科会の報告（「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」）において「期間を限った定員増」に係る大学設置基準の取扱いについて答申が行われたことに基づき、大学設置基準について所要の改正を行つたもので、その概要は左記のとおりであります。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑧

【平成3年6月3日公布】

第三章 教員組織

（学科目制及び講座制）

第七条（略）

（学科目制）

第八条 教育上主要と認められる学科目（以下「主要学科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。

〔削除〕（※旧第2項（主要学科目以外の学科目に関する規定））

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

（講座制）

第九条（略）

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

〔削除〕（※旧第八条（講座外授業））

（学部以外の基本組織に関する特例）

第十条（略）

（授業を担当しない教員）

第十一条 前三条に規定するもののほか、大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員）

第十二条（略）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数、別表第一により当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とする。

〔削除〕（※旧第2項（医学・歯学の学部に関する規定））

〔削除〕（※旧第十二条（兼任教員数））

平成3年6月24日文高第184号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、

三 教員組織について

（一） 学科目制・講座制について

学科目制・講座制については、その弾力的な運用を阻害しないよう、講座及び学科目を担当する教員についての規定の整理を行うとともに、講座外授業の規定を廃止したこと。

（二） 専任教員数について

① 専任教員数の基準について、従来の授業科目の区分に応じ教員数を定める方式を改め、当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とすることとしたこと。

② 専任教員数の基準を定める別表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目の区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

（三） 兼任教員数について

兼任の教員の合計数は全教員数の二分の一を超えないものとする旨の制限は廃止し、大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとしたこと。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑨

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数
（第十三条関係）
イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一 学科で組織する場合の専任教員数		二 以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
商学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
工学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
薬学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—二四〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	八

備考

- この表に定める教員数は教授、助教授又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（以下別表第二において同じ。）。
- 収容定員が、この表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
- 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下口及び別表第二において同じ。）。
- 夜間学部がこれと同じ種類の昼間において授業を行う学部（以下「昼間学部」という。）と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、その超える収容定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第二において同じ。）。
- 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（以下別表第二において同じ。）。
- この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類／ 収容定員	収容定員四八〇 人の場合	収容定員七二〇 人の場合	収容定員九六〇 人の場合
医学関係	一四〇	一四〇	二二
歯学関係	八五	九九	一一三

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- 二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、助教授又は講師の合計数は、三十八人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合は、専任教員数の一部を減ずることができる。
- 四 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
- 五 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については別に定める。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容 定員	四〇〇人	八〇〇人	一、二〇〇人
専任教員数	七	一一	一五

備考

- 一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合は、専任教員数の一部を減ずることができるものとする。
- 三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部）に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
- 四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部）に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、別に定める数をこの表に定める数に加えるものとする。
- 【削除】（※旧別表第三（専門教育科目専任教員数））
- 【削除】（※旧別表第三の二（医学又は歯学の学部の専門教育科目専任教員数））



大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑪

【平成9年6月5日公布】

附則
1
8（略）
9 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

【平成13年3月30日公布】

（教員組織）
第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制、講座制又は大学の定めるところにより、必要な教員を置くものとする。
2・3（略）
第十条 削除（※学部以外の基本組織に関する特例）

【平成15年4月1日公布】

（教員組織）
第七条（略）
2・3（略）
4 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
（専任教員）
第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。この場合において、専任教員は、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。

平成9年6月5日文科高企第304号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、本年1月の大学審議会の答申「平成13年度以降の高等教育の将来構想について」に沿って、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において、平成2年度を終期とする期間を付して増加した入学定員（以下「臨時的定員」という。）の、平成13年度までを限度とする延長及びその廃止に伴う恒常的な入学定員（以下「恒常的定員」という。）の増加についての取扱いを決定したことに伴い、大学設置基準及び短期大学設置基準について所要の改正を行うとともに、臨時的定員を延長する場合及び臨時的定員の廃止に伴い恒常的定員を増加する場合の手続き等を定めたものです。

平成13年3月30日「二文科高第346号」大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関としてその役割を十分に果たしていくため、高等教育制度の国際的な整合性を図り、教育研究のグローバル化を推進するとともに国際競争力を高めることが重要であるとの考えを基本とするものであります。このような考えに基づき、第一に、柔軟かつ機動的な教育研究の展開の観点から、講座等の組織編制の弾力化を図る、・・・等の制度改正を行うものであります。

平成15年3月31日「一五文科高第162号」学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抄）

第三 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第十五号）

五 大学設置基準の一部改正

（一） 教員の構成

大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮することとしたこと。

（二） 専任教員

大学の専任教員は、当該大学以外における教育研究当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならないものとしたこと。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑫

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一 学科で組織する場合の専任教員数		二 以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三三〇—六〇〇	一〇	三三〇—四〇〇	六
教育学・保育学関係	三三〇—六〇〇	一〇	三三〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	二六〇—三三〇	八
工学関係	二〇〇—四〇〇	一四	二六〇—三三〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	二六〇—三三〇	八
獣医学関係	三〇〇—六〇〇	二八	二四〇—四八〇	一六
薬学関係	二〇〇—四〇〇	一四	二六〇—二四〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	二六〇—二四〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	二六〇—二四〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	二六〇—二四〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一〇	二六〇—三三〇	八
保健衛生学関係（看護学関係）	二〇〇—四〇〇	二		
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	二〇〇—四〇〇	一四	二六〇—三三〇	八

備考

一 この表に定める教員数は教授、助教授又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）。

二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ。）。

三 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ。）。

四 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（別表第二において同じ。）。

- 五 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減することができ（別表第二において同じ。）。
- 六 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 七 二以上の学科で組織される学部（獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。）
- 八 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類 ／収容定員 の範囲	収容定員二 六〇人まで	収容定員四 八〇人まで	収容定員六 〇〇人まで	収容定員七 二〇人まで	収容定員八 四〇人まで	収容定員九 六〇人まで
医学関係	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
歯学関係	七五	八五	九二	九九	一〇六	一一三

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- 二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、助教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
- 四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑭

【平成18年3月31日改正】

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	二二

備考

- 一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合には、収容定員八〇〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあっては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部）に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあっては七人、七二〇人の場合にあっては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
- 四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部）に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。



（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

〔削除〕（※旧第2項（学科目制関係））

〔削除〕（※旧第3項（講座制関係））

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第八条 削除（※学科目制）

第九条 削除（※講座制）

平成18年5月17日一八文科高第133号「大学の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」

（抄）

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）

（一）改正の趣旨

今回の改正のうち、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定は、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として助教に代えて「准教授」を設けその職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものである。

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

（略）

備考

一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）。

二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないものとする（以下ロの表及び別表第三において同じ。）。

三十一（略）

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの（略）

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三・四（略）

第二 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第二号）

一 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

（一）教員組織

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。

また、大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。

教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関するものについては削除することとしたこと。

なお、この改正は、教員の役割分担の下での組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採用することを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを採用することも可能であること。

平成27年1月28日中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」
第二章（C）

（イ）設置認可の的確な運用

○ 設置認可制度の位置付けを明確化するために当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識（第二章）（ア）（参照）との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。

○ 現行の大学設置基準等の規定は定性的・抽象的なものが多く、設置審査の具体的な判断指針としては必ずしも有効に機能しにくい面がある。今後は、設置基準の性格を設置後の評価活動とも連携させたものとしてとらえ直していくとともに、時代の変化に常に対応した基準となるよう不断の見直しを行っていく必要がある。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑬

【令和元年8月13日改正】

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）
 第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

【平成19年7月31日改正】

（教員組織）
 第七条（略）
 2・3（略）
 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

平成19年7月31日「元文科高第281号」『大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）』（抄）

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）
 （2）留意事項
 2 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項
 大学設置基準第7条第4項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合についても、同第7条第1項から第3項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くことを求めたものであること。

令和元年8月13日「元文科高第328号」『学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）』（抄）

今回の改正は、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年2月26日中央教育審議会）において、大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること、社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させるために実務家の大学教育への参画を促進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことを踏まえ、リカレント教育の推進、実務家教員の大学教育への参画促進及び学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実施等に向け、所要の規定を整備するものです。

2 - 3 大学設置基準の主な 変遷（事務組織関係）

大学設置基準の主な変遷（事務組織関係）①

【平成3年6月3日改正】

【昭和57年3月23日改正】

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

【昭和31年10月22日制定】

大学基準（大学基準協会 昭和二十二年決定）

【昭和28年6月9日改訂】

八、大学は学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない。

第十二章 雑則

第四十二条（事務組織）

大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第四十三条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第十二章 事務組織等

（事務組織）

第四十二条（略）

（厚生補導の組織）

第四十三条（略）

第九章 事務組織等

（事務組織）

第四十一条（略）

（厚生補導の組織）

第四十二条（略）

昭和28年6月改訂大学基準協会「大学基準」及びその解説」（抄）

八、学生生活向上のための専任機関

学生はその生活が精神的にも、肉体的にも、はたまた物質的にも安定をえなければ、安心して学業に励むことはできない。新制大学の教育は、教室内の授業だけで尽きるものではなく、学内・学外における個人生活と団体生活を通じて、教育を徹底してゆかなければならない。かかる教育を実施することによって、将来自由社会の推進力たりうる人物を養成することが可能となり、かくして、大学は社会に対する責務の一半を果すこととなる。したがって、大学は学生の個人的資質を知つて、その個性を進展させると共に、集団生活を通して適切な指導を行い、課外活動の充実を計らなければならない。それと同時に、学生の厚生も、また、考慮されなければならない。すなわち、健康管理、学生食堂及び寄宿舎の管理、宿舎の斡旋、奨学金制度の運用、アルバイト斡旋、卒業後の職業選択に関する補導等の多方面にわたるであろう。

これら一切の補導については、すでに、各大学においてその計画を樹立して実施していると思われるが、今回の改訂で、これを明瞭に掲げることとし、「大学は学生生活の向上を図るために、適当な専任機関を設けなければならない」という条項を新たに入れることにしたのである。

ここに「専任機関」というのは、「専任に当る機関」という意味であつて、各大学の性格からその名称は補導部、厚生部、学生課などの如く種々異なるであろうが、要するに、専任の機関を設けてその任に当らせることが必要であるというのである。

昭和28年文部省大学学術局大学課「大学設置基準の解説」（抄）

第十一 雑則について

一 大学は、事務組織と学生の厚生補導のための機関を設けなければならないが、具体的な機構は大学の組織及び規模に応じて大学がそれぞれ編成することとした。しかし、事務組織としては、規模の大きさに応じて事務局なり事務部なりを置き、又厚生補導の機関としては、学生数に応じて事務組織の場合と同じく学生部なり学生課なりを置き、それぞれ専任の職員に事務を管理させることが必要であろう。

大学設置基準の主な変遷（事務組織関係）②

【平成29年3月31日公布】

【平成22年2月25日公布】

（厚生補導の組織） 第四十二条（略）

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（入学者選抜） 第二条の二（略）

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の間の連携によりその職務が行われるよう留意するものとする。

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

平成22年3月22日二文科高第628号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（抄）

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。

このようなことを踏まえ、所要の制度化を図ることが、今回の改正の趣旨です。

平成29年3月31日二八文科高第1248号「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（抄）

今回の改正は、大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要があること、また、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、各大学が、教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取組を進めていく必要があることから、大学の事務組織に係る規定の改正及び教職協働に係る規定の新設等を行うとともに、国際連携教育課程について、相手国大学の制度に柔軟に対応できるよう、入学前の既修得単位の認定に係る特例を定めるものです。

2 - 4 大学設置基準の主な 変遷（研修関係）

大学設置基準の主な変遷（研修関係）

【平成11年9月14日公布】

第六章 教育課程

（授業の方法）

第二十五条（略）

等

第二十五条の二 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。



【平成19年7月31日公布】

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【平成28年3月31日公布】

第九章 事務組織等

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二（略）

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

平成二年九月二日文科高第226号「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抄）

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、大学が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。各大学におかれては、かねてから大学改革を進めていただいているところですが、法改正をはじめとする今回の制度改正を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。

平成19年7月31日一九文科高第281号「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（抄）

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

（一）改正の概要

7 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第25条の3の規定によるいわゆるファカルティ・デベロップメント（FD）については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

平成28年3月31日二七文科高第1186号「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（抄）

今回の改正は、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・デベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることなどを求めるものです。

2－5 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申関係)

(参考) 組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「Ⅲ 大学の管理運営について

2. 学内管理機関

大学の管理運営が円滑に行なわれ、その実をあげるためには、まず大学の学内管理機関のおおのの職務権限を明確にし、学内管理体制を確立する必要がある。

現在の学内管理体制は、必ずしも分明でない。よつて、大学の学内管理機関の基本体系としては、全学の総括的な責任者を学長、学部の責任者を学部長とし、評議会は全学の、教授会は学部の重要事項をそれぞれ審議する機関とし、それらの職務権限について学長、学部長との関係を明らかにすべきである。さらに必要に応じて学長の補佐機関を設けうることとすべきである。」

(「大学教育の改善について」(昭和38年中央教育審議会答申))

「第2 高等教育改革の基本構想

7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

高等教育機関の管理運営については、その内部組織の割拠を避けるとともに、学の内外におけるさまざまな影響力によって、その教育・研究の一体的・効率的な活動が妨げられることなく、自主的・自律的に運営できる体制を確立すべきである。そのためには、教務・財務・人事・学生指導などの全学的な重要事項については、学長・副学長を中心とする中枢的な管理機関による計画・調整・評価の機能を重視するように改善を加える必要がある。また、そのための適当な機関に学外の有識者を加えたり、適当な領域の問題について学生の声を聞いたりして、管理運営を積極的に改善する契機とすることもくふうすべきである。」

(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(昭和46年中央教育審議会答申))

(参考) 組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「第3章 高等教育機関の組織・運営の改革

第2節 大学の組織と運営

(2) 教員と職員

教員は大学の教学の中心を担うものであり、教育・研究に深い情熱と高い能力を併せもつ、人格において優れた人材を擁することは、大学の根本問題である。また職員は、教育・研究の遂行および大学の経営上不可欠の要員であり、その資質の向上と組織の改善は今後の大学の注意を払うべき課題である。

オ. 教育・研究の活性化のためには、事務組織の再編成、機能の改善が必要であり、また職員の体系的、専門的な研修を充実してその資質の向上を図る。

⑥ 大学の職員はある意味ではすべて専門職であり、大学という独特の使命と機能を有する組織体を、教育・研究を充実ししかも一個の社会的存在として経営していくためには、職員に高度の知識、経験、研修が必要である。この点から考えると、大学の職員の処遇、養成、研修等について新たな視野の開発が望まれ、例えば大学院修士コースに大学経営、大学管理の分野を置き、あるいは大学職員に経営的視点も加味した、体系的、専門的研修の機会を設ける必要がある。

事務組織は経営体としての大学を支える重要な存在であり、大学の教育・研究の活性化のためには、事務組織の合理化、その機能の改善が不可欠である。ことに国立大学の場合、上位下達、法令墨守的な体質を抜本的に改め、事業体としての活力を与えることが指向されなくてはならない。例えば、諸経理事務、財産・物品管理、人事管理等の扱いの大学機能の本質に即した弾力化・簡素化を図り、また職員人事に大学の責任者としての学長の意向が十分反映される仕組みを実現すべきである。

大学における職員の位置付けおよび事務組織の在り方を正しく発展させるためには、教員の意識もまた重要である。教員と職員の間相互に尊敬と協力の関係が育成されなくてはならない。」

(参考) 組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「Ⅳ 大学運営の円滑化のための改善方策

(2) 組織・編制に関する事項

A 教育研究組織 a 学部

② 学部については、

ア 大学教育の量的拡大に伴い、学生の教育の必要上、専攻分野を超えた多様なカリキュラムの設定や幅の広い教育という要請があること

イ 一方、学部教育において、専攻分野の学問的基本をしっかりと教えることも必要であること

ウ 学部は、教育と研究が一体化して行われ、教育上の組織、研究上の組織、管理運営上の組織という性格をあわせ持つものであり、専攻分野を背景に組織されるという原則は維持する必要があること

等から、従来どおり、専攻により組織される学部を教育研究上の基本組織の原則とし、その解釈運用に当たっては、教育上の必要性をも勘案し、専攻の意味を幅広くとらえるなど弾力的に解釈することが適当である。

③ なお、法律上、大学の教育研究上の基本組織として、学部以外の基本組織を置くことができることとされているが、その趣旨は、他の専門分野との協力や新分野の開拓、幅広い基礎的教育の実施等の要請に対応し、大学の組織編制についても弾力的に適切な形態を採り得ることとするものであり、これにより、例えば筑波大学の学群・学系のように教育組織と研究組織を分けることも可能となっている。教育研究上の目的を達成する上で有益な場合に、このような趣旨に沿って、この特例を活用することも期待される。」

(「大学教育の改善について」(平成3年大学審議会答申))

「Ⅳ 大学運営の円滑化のための改善方策

1 学内の円滑な意思決定と実行

(5) 事務組織

事務組織は、大学改革の推進等について学長、学部長等を補佐し、改革の方向に沿った教育研究活動の支援を積極的に行っていくことが重要である。このため、事務組織等の在り方について自己点検・評価を行い、不断に見直し・改善を行うこと、専門的な事務体制の整備を検討すること、研修機会を充実することなどが求められる。

2 開かれた運営

(2) 学生の意見の反映

カリキュラム、授業方法、学習環境、学生生活への援助など適切な問題については、必要に応じアンケート調査などにより学生の声を大学の教育研究や学生に対するサービスの改善に反映させる工夫も必要である。」

(「大学運営の円滑化について」(平成7年大学審議会答申))

(参考) 組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「第2章 大学の個性化を目指す改革方策

1 課題探求能力の育成 – 教育研究の質の向上 –

2) 教育方法等の改善 – 責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施 –

④教員の教育内容・授業方法の改善

各大学は、個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。

なお、個々の授業の質の向上を図るに当たっては、シラバスの充実等の取組が重要である。

3 責任ある意思決定と実行 – 組織運営体制の整備 –

2) 学内の機能分担の明確化

大学が一体的・機能的に運営され、また、教員が教育研究に専念できる体制を作るため、学内の機能分担を明確にした上で、学内において意見聴取や説明を十分行い、それぞれの連携協力の下で質の高い意思決定を行い得るような基本的枠組みを整備することが必要である。

このため、学内の意思決定に関する基本的な枠組みとして、大学の運営と教育研究に関する機能分担と連携協力の関係を明らかにするという観点から、学長を中心とする大学執行部の機能、全学と学部の各機関の機能、執行機関と審議機関との分担と連携の関係、審議機関の運営の基本、事務組織と教員組織の連携の在り方等を明確化する必要がある。

(ア) 全学の意思決定の基本的な枠組み

(b) 略

また、学生は、教員等とは立場が異なるが、特に教育内容や学修環境などの関係の深い事項については、学習する側の立場の意見が重要であり、授業評価やアンケート調査などを通じ、広く学生の意向を把握するようとする必要がある。

⑤大学の事務組織等

大学の事務組織については、教学組織との機能分担の明確化と連携協力の関係の確立が求められる。このため、学長、学部長等の行う大学運営業務についての事務組織による支援体制を整備すること、国際交流や大学入試等の専門業務については一定の専門化された機能を事務組織にゆだねることが適当である。また、大学運営の複雑化、専門化に対応するために、全学的な観点からの適正な職員配置、学部や大学の枠を超えた人事交流、民間企業での研修の機会の充実など、職員の研修や処遇等について改善する必要がある⁴⁰」

(「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(平成10年大学審議会答申))

(参考) 組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「5 最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保

(1) 大学の組織運営体制の改善

(事務体制の充実強化)

大学における教育研究の質を確保するためには、教員が教育研究に集中できる環境を醸成することが重要であり、例えば、従来の教員と事務職員の役割分担を見直すことも必要である。また、グローバル化の進展に対応して、組織的な研究・研修による事務職員の専門性の向上、教員組織と事務組織の連携の強化、専門性の高い業務についての外部機関との連携協力等を含む事務体制の充実強化を図る必要がある。」

(「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(平成12年大学審議会答申))

(参考) 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「(イ) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。」

「【大学に期待される取組】

◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する（教育課程の体系化・構造化）。

教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。」

（「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年中央教育審議会答申））

「 以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。」

「 はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。」

（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年中央教育審議会⁴²答申））

(参考) 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ②

「大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには、大学教育において「教員が何を教えるか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の学修成果の把握・評価を推進することが必要である。

このため、各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、下記3. ①に示すとおり、アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。」

(「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
(平成26年中央教育審議会答申))

「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。

(「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」 (平成30年中央教育審議会答申))

「○ 同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするとともに、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。」

(参考) 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ③

- 「○ 学長や学部長の認識としては、学士課程教育において、「授業科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」ことや、「授業科目が細分化され、開設科目数が多い」ことが課題と捉えられている。教員の認識としては、「学生のレベルにバラつきがあり授業を行いにくい」ことや、「多忙で授業の準備等に十分な時間を確保できない」ことが課題であると考えられている。
- こうした課題を解決するためには、授業科目の分類やレベルをカリキュラムツリーなども用いて体系的に示し、科目の関係性を明示することで、学生が適切な授業科目を選択するとともに、科目同士の整理・統合と連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるという、ナンバリングの活用を図ることが有効である。しかしながら、学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリングを実施する大学は増加しているものの、平成30年度時点では約半数にすぎない。
- 多くの学生が、授業時間以外の予習・復習・課題など授業に関する学習時間が短く、各学期中に密度の濃い十分な学習時間を確保できていない状況になっている。これは、教員一人一人の研究主題を教授することを重視しすぎる余り、授業科目の数が過剰になったり、学問分野内での過度の細分化が生じたりすることで、授業科目の中で取り扱う内容が細切れで、学生の履修科目数が増加してしまうことも要因の一つであると考えられる。」
- 「○ コロナ禍の経験や手法を糧にして、今こそ、学修者本位の教育を実現すべく、各大学において、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込みを進め、一つ一つの科目に学生も教員も共に注力することを求めたい。その結果として、学生の学習時間が国際的にも遜色ない状況に変わっていくことが望まれる。」
- 「○ 学士課程においては、教員自身の狭い専門分野でしか通用しない話題を中心に講義するのではなく、専門分野における研究活動の社会的・学問的意義を十分に理解した上で、その専門の関連領域を広く俯瞰し、自らの研究が学生の教育にどのように反映されているのか、組織的かつ体系的な教育課程の中で学生の学びと成長につながっているのかを確認することが重要である
- そのためには、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に基づく教育課程の不断の点検とともに、大学全体あるいは学部・研究科等におけるFD活動等の中で組織的な検証、すなわち「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)の実質化が必要である。また、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)についても、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度を示すという意味で、他の二つの方針と一貫性が求められる。」

2 - 6 学内組織等に係る 関連参考資料

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。

そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(= 教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複科目授業、アクティブ・ラーニング、専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

社会からの信頼と支援

教学マネジメントの確立に資する事例の把握等に関する調査研究

調査目的

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」での提言を踏まえ、中央教育審議会大学分科会では、令和2年1月に「教学マネジメント指針」を策定した。教学マネジメントの確立に当たっては、学修者本位の教育への転換という目標に向け、様々な教育改善の取組を有機的に組み合わせて実現する必要があることから、従前のいわゆる「供給者目線」で教育を提供してきた大学がゼロベースで教学マネジメントの確立に向けた取組を進めるには多大な困難が伴うことが予想される。そのため、文部科学省としては、教学マネジメントの確立の観点から全国の大学にとって参考となる先進的な取組事例を収集し、その普及を図ることを目的に、好事例集として取りまとめる。

調査方法

教学マネジメントの確立の観点から特徴的な取組を行っている大学を選出し、当該取組と教学マネジメント指針における各プロセスとの対応関係を明らかにしながら、当該取組の具体的な内容を好事例として収集した。

このうち、特徴的な事例を選定し、教学マネジメント指針に関するPR映像の制作を行った。

【PR映像あり】

- ・立命館大学
- ・桜美林大学
- ・国際基督教大学
- ・山形大学
- ・金沢工業大学

【事例集のみ紹介】

- ・筑波大学
- ・横浜国立大学
- ・愛媛大学
- ・山梨県立大学
- ・共愛学園前橋国際大学
- ・東京都市大学
- ・北陸大学
- ・関西大学
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構

■検討委員名簿■

大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
沖 裕貴	立命館大学教育開発推進機構 教授
小林 浩	リクルート進学総研 所長
	リクルート「カレッジマネジメント」編集長
小林 雅之	桜美林大学総合研究機構 教授
◎日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院 常務理事

※五十音順、敬称略。◎は座長

（参考）教学マネジメント指針の事例集について、本調査研究報告書及び事例紹介動画を文部科学省HPに掲載
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

■好事例と教学マネジメント指針との関係整理

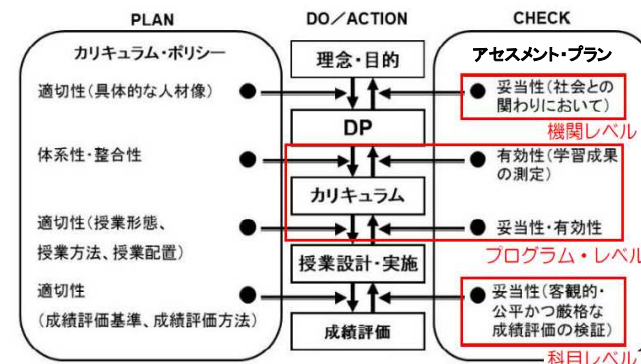
好事例として収集した各大学の取組について、教学マネジメント指針におけるⅠ～Ⅴのプロセス及びそこで述べられている取組等との対応関係をマッピングした。

	Ⅰ		Ⅱ						Ⅲ						Ⅳ					Ⅴ			
大学全体	○	○	○			○		○		○	○	○				○	○	○	○		○	○	○
学位プログラム	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			
授業	○								○			○			○			○					
取組	アセスメントプランの作成	学修目標の明確化	教育点検評価（モニタリング）の実施	カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの策定	アドバイザー制度	建学の理念やDPに則した教育課程の編成	授業科目の精選・統合	学期制の見直し	成績評価基準の明確化	GPA制度	学生アンケートの実施	授業評価アンケートの実施	アセスメントテストの実施	ポートフォリオの活用	ループリックの作成	FD・SDプログラム	マネジメント層へのFD・SD	教育支援センター・学修支援センターの設置	教学IR部門、教学マネジメント部門の設置	学生情報の共有化	組織対組織の情報交換	インターネット上での学生情報発信	情報公開におけるデータ活用
	立命館大学	○							○		○					○							
	桜美林大学				○	○				○										○			
	国際基督教大学										○	○						○					
	山形大学				○								○						○				
	金沢工業大学			○			○														○		
	筑波大学			○				○											○				
	横浜国立大学								○						○								
	愛媛大学		○									○				○	○	○					
	山梨県立大学		○		○							○											
共愛学園前橋国際大学		○												○	○						○		
東京都市大学							○	○						○	○				○				
北陸大学		○		○		○	○				○				○					○			○
関西大学		○									○			○					○				
国立高等専門学校機構				○		○						○					○						

■事例の紹介例①

立命館大学：プログラム・レベルでのアセスメント・プランの作成（Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化）

- 立命館大学では、機関レベル、プログラム・レベル、科目レベルでアセスメント・プランを策定し、検証を行うことを求めている。
- プログラム・レベルでは、策定したアセスメント・プランに則って、大学教育の成果を点検・評価する。各学部・学科は、まず1年間の計画を立て、その中でアセスメント・プランに則り、できるだけ数値化できる目標設定を行う。
- この目標は、目標達成を測る評価指標・評価基準を備え、それに基づき達成度を把握するように設定される。当大学では、このような明確な指標・基準に基づいて目標設定や評価を行う、言わば「評価文化」が根付きつつある。



桜美林大学：カリキュラムマップの策定、履修モデル・アドバイザー指導（Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施）

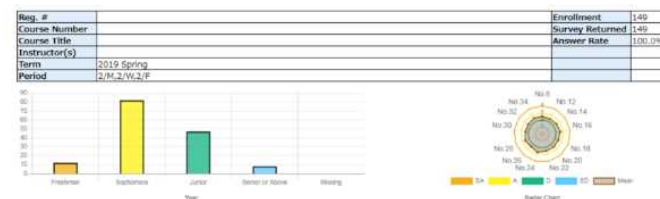
- 桜美林大学では、大学全体のDPを策定、これに基づいて各学群（学部相当）・専攻プログラム等（学科相当）においてもDPを策定している。これらのDPに則った形で各学群・専攻プログラム等のカリキュラムマップを策定している。
- 上述のようなカリキュラムマップは、学生の履修の目安とはなるが、具体的にどのような科目を履修していった方が良いかなど具体的な資料にはなりにくい。そこで、当大学では、DP及びカリキュラムマップに則った形で、各学群・専攻プログラム等の履修モデルを作成。
- 履修モデルは、学生個々人の志向によっては調整が必要になる。そこで、学生がスムーズに調整が行えるように、アドバイザー制度を活用している。

学群指定科目	1年次		2年次		3年次		4年次		小計
	履修科目名	単位数	履修科目名	単位数	履修科目名	単位数	履修科目名	単位数	
グローバル・コミュニケーション学内	英語特修1	2	英語特修2	2	英語特修3	2	英語特修4	2	
外国語教育法	英語特修1	2	英語特修2	2	英語特修3	2	英語特修4	2	8
自己表現とキャリアデザイン	英語特修1	2	英語特修2	2	英語特修3	2	英語特修4	2	8
英語特修専修・留学2年次									
英語1A	英語1A	4	英語1B	4	英語2A	4	英語2B	4	16
英語1B	英語1B	4	英語1A	4	英語2A	4	英語2B	4	16
英語特修1	英語特修1	4	英語特修2	4	英語特修3	4	英語特修4	4	16
英語特修2	英語特修2	4	英語特修3	4	英語特修4	4	英語特修1	4	16
英語特修3	英語特修3	4	英語特修4	4	英語特修1	4	英語特修2	4	16
英語特修4	英語特修4	4	英語特修1	4	英語特修2	4	英語特修3	4	16
英語特修5	英語特修5	4	英語特修6	4	英語特修7	4	英語特修8	4	16
英語特修6	英語特修6	4	英語特修7	4	英語特修8	4	英語特修9	4	16
英語特修7	英語特修7	4	英語特修8	4	英語特修9	4	英語特修10	4	16
英語特修8	英語特修8	4	英語特修9	4	英語特修10	4	英語特修11	4	16
英語特修9	英語特修9	4	英語特修10	4	英語特修11	4	英語特修12	4	16
英語特修10	英語特修10	4	英語特修11	4	英語特修12	4	英語特修13	4	16
英語特修11	英語特修11	4	英語特修12	4	英語特修13	4	英語特修14	4	16
英語特修12	英語特修12	4	英語特修13	4	英語特修14	4	英語特修15	4	16
英語特修13	英語特修13	4	英語特修14	4	英語特修15	4	英語特修16	4	16
英語特修14	英語特修14	4	英語特修15	4	英語特修16	4	英語特修17	4	16
英語特修15	英語特修15	4	英語特修16	4	英語特修17	4	英語特修18	4	16
英語特修16	英語特修16	4	英語特修17	4	英語特修18	4	英語特修19	4	16
英語特修17	英語特修17	4	英語特修18	4	英語特修19	4	英語特修20	4	16
英語特修18	英語特修18	4	英語特修19	4	英語特修20	4	英語特修21	4	16
英語特修19	英語特修19	4	英語特修20	4	英語特修21	4	英語特修22	4	16
英語特修20	英語特修20	4	英語特修21	4	英語特修22	4	英語特修23	4	16
英語特修21	英語特修21	4	英語特修22	4	英語特修23	4	英語特修24	4	16
英語特修22	英語特修22	4	英語特修23	4	英語特修24	4	英語特修25	4	16
英語特修23	英語特修23	4	英語特修24	4	英語特修25	4	英語特修26	4	16
英語特修24	英語特修24	4	英語特修25	4	英語特修26	4	英語特修27	4	16
英語特修25	英語特修25	4	英語特修26	4	英語特修27	4	英語特修28	4	16
英語特修26	英語特修26	4	英語特修27	4	英語特修28	4	英語特修29	4	16
英語特修27	英語特修27	4	英語特修28	4	英語特修29	4	英語特修30	4	16
英語特修28	英語特修28	4	英語特修29	4	英語特修30	4	英語特修31	4	16
英語特修29	英語特修29	4	英語特修30	4	英語特修31	4	英語特修32	4	16
英語特修30	英語特修30	4	英語特修31	4	英語特修32	4	英語特修33	4	16
英語特修31	英語特修31	4	英語特修32	4	英語特修33	4	英語特修34	4	16
英語特修32	英語特修32	4	英語特修33	4	英語特修34	4	英語特修35	4	16
英語特修33	英語特修33	4	英語特修34	4	英語特修35	4	英語特修36	4	16
英語特修34	英語特修34	4	英語特修35	4	英語特修36	4	英語特修37	4	16
英語特修35	英語特修35	4	英語特修36	4	英語特修37	4	英語特修38	4	16
英語特修36	英語特修36	4	英語特修37	4	英語特修38	4	英語特修39	4	16
英語特修37	英語特修37	4	英語特修38	4	英語特修39	4	英語特修40	4	16
英語特修38	英語特修38	4	英語特修39	4	英語特修40	4	英語特修41	4	16
英語特修39	英語特修39	4	英語特修40	4	英語特修41	4	英語特修42	4	16
英語特修40	英語特修40	4	英語特修41	4	英語特修42	4	英語特修43	4	16
英語特修41	英語特修41	4	英語特修42	4	英語特修43	4	英語特修44	4	16
英語特修42	英語特修42	4	英語特修43	4	英語特修44	4	英語特修45	4	16
英語特修43	英語特修43	4	英語特修44	4	英語特修45	4	英語特修46	4	16
英語特修44	英語特修44	4	英語特修45	4	英語特修46	4	英語特修47	4	16
英語特修45	英語特修45	4	英語特修46	4	英語特修47	4	英語特修48	4	16
英語特修46	英語特修46	4	英語特修47	4	英語特修48	4	英語特修49	4	16
英語特修47	英語特修47	4	英語特修48	4	英語特修49	4	英語特修50	4	16
英語特修48	英語特修48	4	英語特修49	4	英語特修50	4	英語特修51	4	16
英語特修49	英語特修49	4	英語特修50	4	英語特修51	4	英語特修52	4	16
英語特修50	英語特修50	4	英語特修51	4	英語特修52	4	英語特修53	4	16
英語特修51	英語特修51	4	英語特修52	4	英語特修53	4	英語特修54	4	16
英語特修52	英語特修52	4	英語特修53	4	英語特修54	4	英語特修55	4	16
英語特修53	英語特修53	4	英語特修54	4	英語特修55	4	英語特修56	4	16
英語特修54	英語特修54	4	英語特修55	4	英語特修56	4	英語特修57	4	16
英語特修55	英語特修55	4	英語特修56	4	英語特修57	4	英語特修58	4	16
英語特修56	英語特修56	4	英語特修57	4	英語特修58	4	英語特修59	4	16
英語特修57	英語特修57	4	英語特修58	4	英語特修59	4	英語特修60	4	16
英語特修58	英語特修58	4	英語特修59	4	英語特修60	4	英語特修61	4	16
英語特修59	英語特修59	4	英語特修60	4	英語特修61	4	英語特修62	4	16
英語特修60	英語特修60	4	英語特修61	4	英語特修62	4	英語特修63	4	16
英語特修61	英語特修61	4	英語特修62	4	英語特修63	4	英語特修64	4	16
英語特修62	英語特修62	4	英語特修63	4	英語特修64	4	英語特修65	4	16
英語特修63	英語特修63	4	英語特修64	4	英語特修65	4	英語特修66	4	16
英語特修64	英語特修64	4	英語特修65	4	英語特修66	4	英語特修67	4	16
英語特修65	英語特修65	4	英語特修66	4	英語特修67	4	英語特修68	4	16
英語特修66	英語特修66	4	英語特修67	4	英語特修68	4	英語特修69	4	16
英語特修67	英語特修67	4	英語特修68	4	英語特修69	4	英語特修70	4	16
英語特修68	英語特修68	4	英語特修69	4	英語特修70	4	英語特修71	4	16
英語特修69	英語特修69	4	英語特修70	4	英語特修71	4	英語特修72	4	16
英語特修70	英語特修70	4	英語特修71	4	英語特修72	4	英語特修73	4	16
英語特修71	英語特修71	4	英語特修72	4	英語特修73	4	英語特修74	4	16
英語特修72	英語特修72	4	英語特修73	4	英語特修74	4	英語特修75	4	16
英語特修73	英語特修73	4	英語特修74	4	英語特修75	4	英語特修76	4	16
英語特修74	英語特修74	4	英語特修75	4	英語特修76	4	英語特修77	4	16
英語特修75	英語特修75	4	英語特修76	4	英語特修77	4	英語特修78	4	16
英語特修76	英語特修76	4	英語特修77	4	英語特修78	4	英語特修79	4	16
英語特修77	英語特修77	4	英語特修78	4	英語特修79	4	英語特修80	4	16
英語特修78	英語特修78	4	英語特修79	4	英語特修80	4	英語特修81	4	16
英語特修79	英語特修79	4	英語特修80	4	英語特修81	4	英語特修82	4	16
英語特修80	英語特修80	4	英語特修81	4	英語特修82	4	英語特修83	4	16
英語特修81	英語特修81	4	英語特修82	4	英語特修83	4	英語特修84	4	16
英語特修82	英語特修82	4	英語特修83	4	英語特修84	4	英語特修85	4	16
英語特修83	英語特修83	4	英語特修84	4	英語特修85	4	英語特修86	4	16
英語特修84	英語特修84	4	英語特修85	4	英語特修86	4	英語特修87	4	16
英語特修85	英語特修85	4	英語特修86	4	英語特修87	4	英語特修88	4	16
英語特修86	英語特修86	4	英語特修87	4	英語特修88	4	英語特修89	4	16
英語特修87	英語特修87	4	英語特修88	4	英語特修89	4	英語特修90	4	16
英語特修88	英語特修88	4	英語特修89	4	英語特修90	4	英語特修91	4	16
英語特修89	英語特修89	4	英語特修90	4	英語特修91	4	英語特修92	4	16
英語特修90	英語特修90	4	英語特修91	4	英語特修92	4	英語特修93	4	16
英語特修91	英語特修91	4	英語特修92	4	英語特修93	4	英語特修94	4	16
英語特修92	英語特修92	4	英語特修93	4	英語特修94	4	英語特修95	4	16
英語特修93	英語特修93	4	英語特修94	4	英語特修95	4	英語特修96	4	16
英語特修94	英語特修94	4	英語特修95	4	英語特修96	4	英語特修97	4	16
英語特修95	英語特修95	4	英語特修96	4	英語特修97	4	英語特修98	4	16
英語特修96	英語特修96	4	英語特修97	4	英語特修98	4	英語特修99	4	16
英語特修97	英語特修97	4	英語特修98	4	英語特修99	4	英語特修100	4	16

■事例の紹介例②

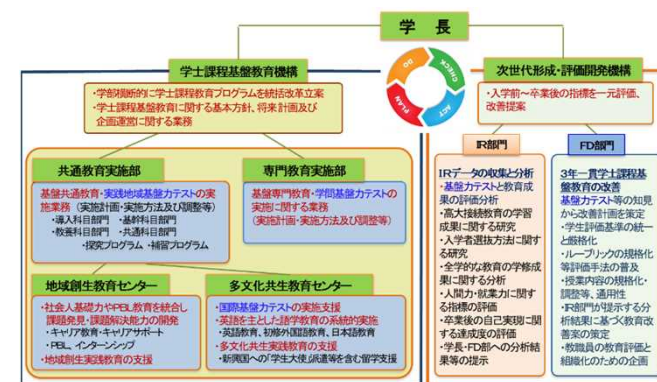
国際基督教大学：授業効果調査（Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化）

- 授業効果調査は毎学期の最終回に実施する。本アンケート調査では、自分がどのようにこの授業に取り組んだか（この授業のためにどの程度の勉強をしたか、どのような能力を身につけられたかなど）、また授業そのものに対する評価（この授業に触発されたか、教員の課題に対するフィードバックは適切だったかなど）の設問を設けている。



山形大学：次世代形成・評価開発機構IR部門（Ⅳ教学マネジメントを支える基盤）

- 山形大学の次世代形成・評価開発機構は平成28年に設置された学長直下の組織である。これと対になる組織として学士課程基盤教育機構がある。この両組織で大学の教育に係るPDCAサイクルをまわしている。
- 山形大学次世代形成・評価開発機構IR部門には2つのミッションがある。ひとつは、IR（Institutional Research）であり、もうひとつはIE（Institutional Effectiveness）である。IEとは、IR機能を活用して効果検証を行い、大学コミュニティとして継続的改善の循環プロセスを実行することであり、PDCAサイクルをまわすことがミッションである。IRだけを行っていてもその結果が活かされなければ意味がないので、IEを意識した活動を大学全体で推進している。

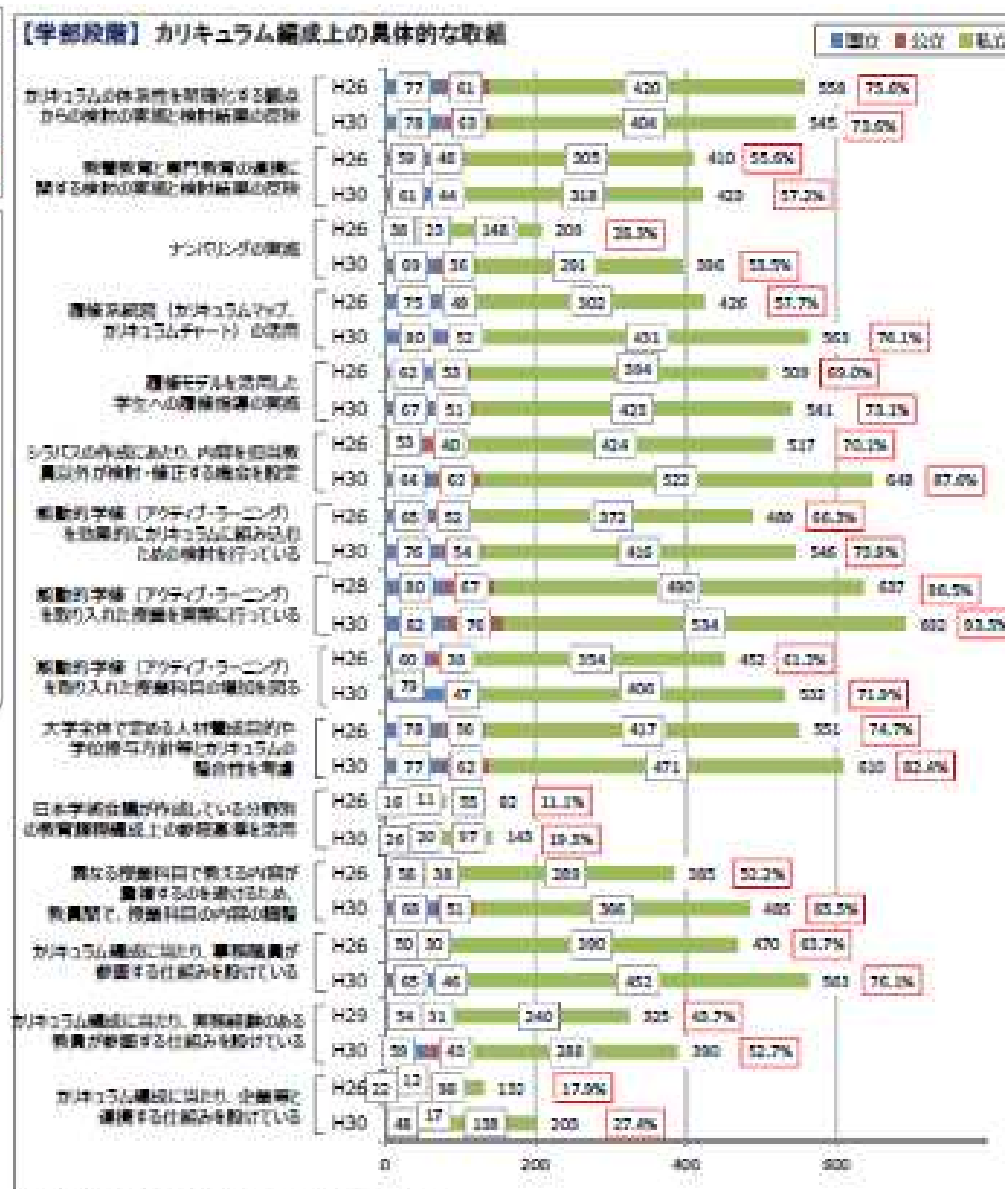
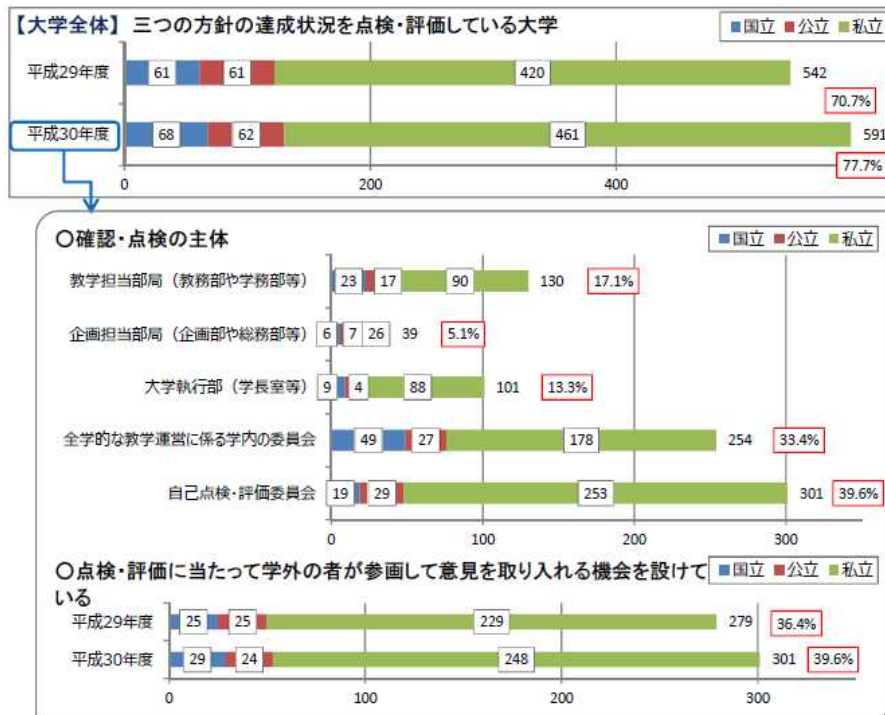


金沢工業大学：ステークホルダー交流会（ステークホルダーウィーク）の実施（Ⅴ情報公表）

- プロジェクトデザイン教育等では、関係者や資金提供者に対して活動報告を行っていたが、同時に学生の出身高校や保護者などに報告範囲を広めていき、現在のステークホルダー交流会に発展。
- 各PJの報告会を実施時期を集約して多くのステークホルダーに多くの学生の発表を見ていただく「ステークホルダーウィーク」として開催。

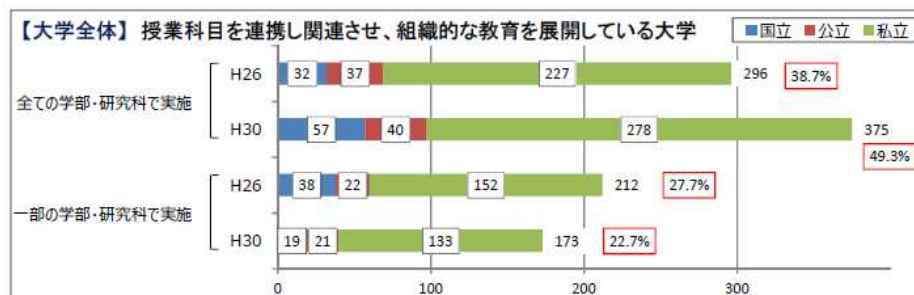


組織的・体系的な教育改善に関するデータ



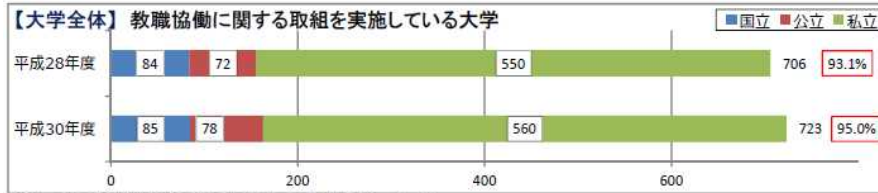
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含まない。

組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



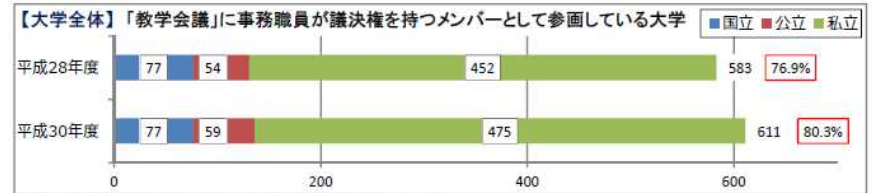
教職協同の取組状況に関するデータ

【大学全体】教職協働に関する取組を実施している大学



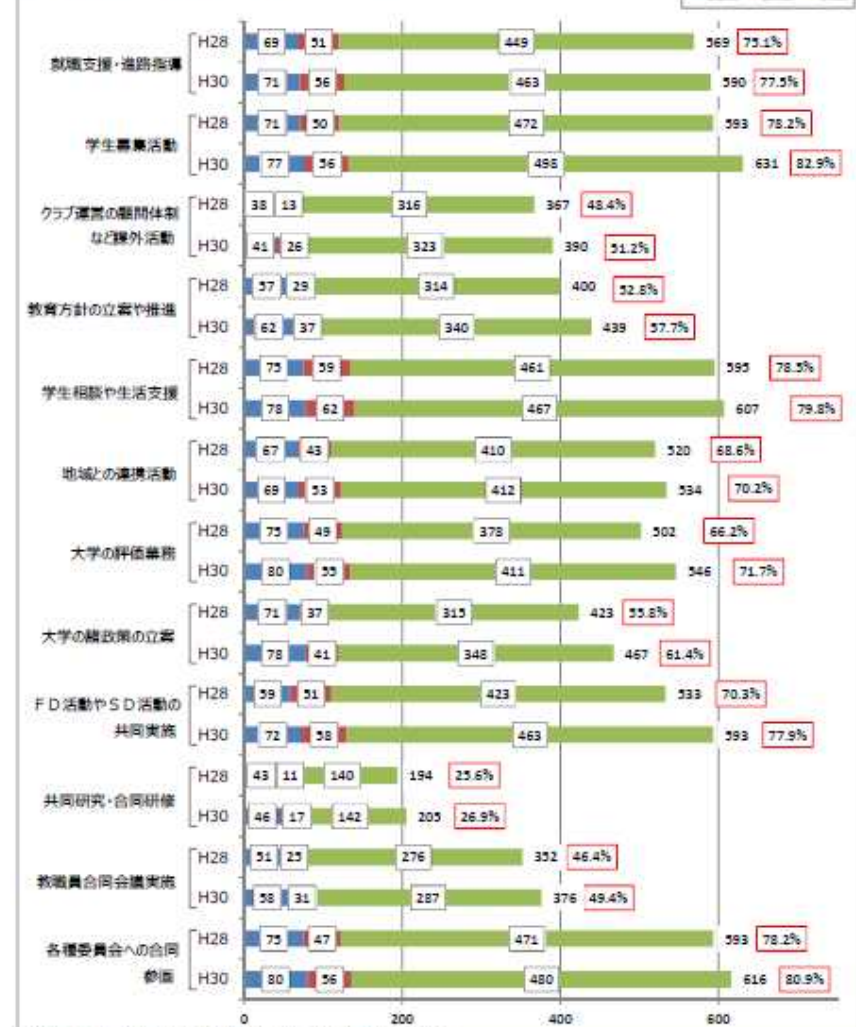
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【大学全体】「教学会議」に事務職員が議決権を持つメンバーとして参画している大学



(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【大学全体】教職協働に関する取組の分野



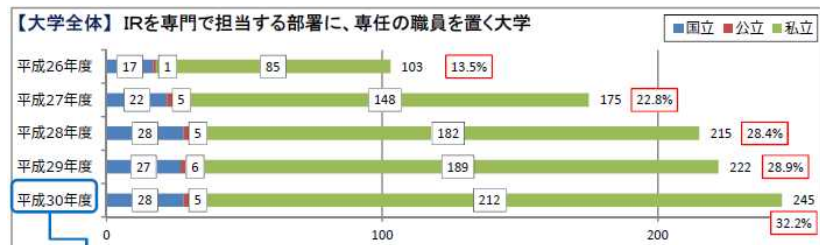
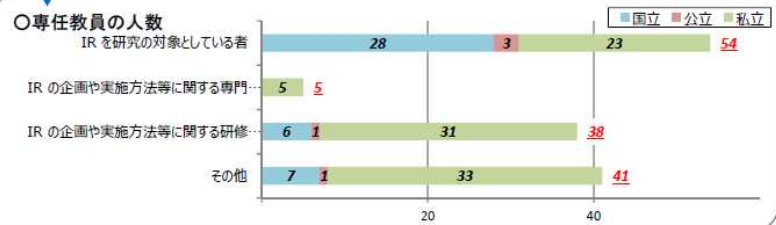
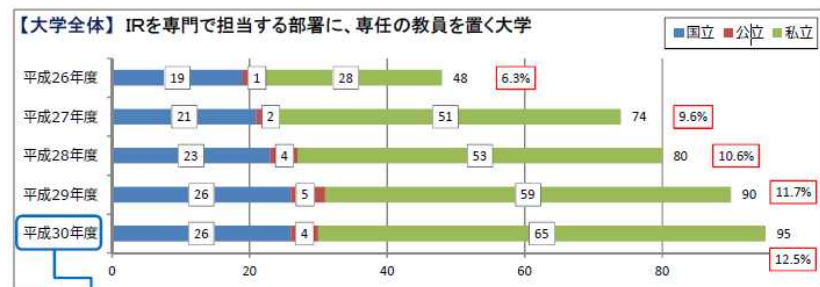
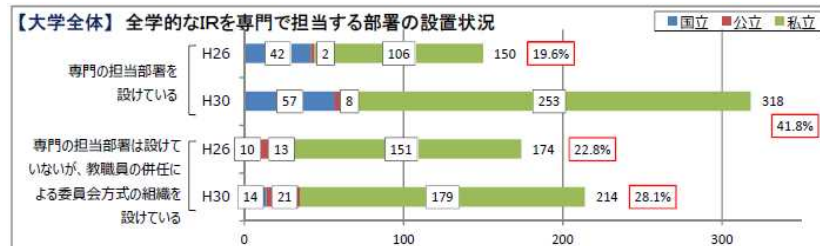
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【大学全体】参画した会議の種類



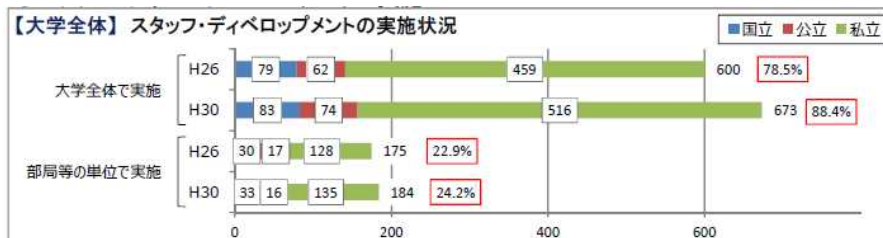
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

IRの取組状況に関するデータ



SD・FDの取組状況に関するデータ①

【大学全体】スタッフ・ディベロップメントの実施状況

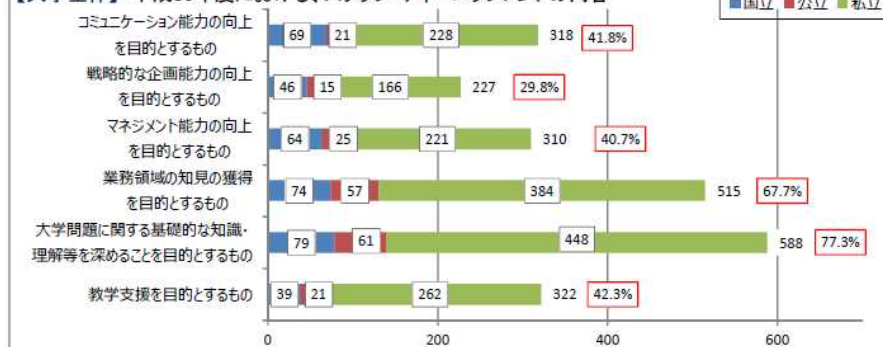


(※)複数回答可。

【大学全体】平成30年度における、スタッフ・ディベロップメントの対象者



【大学全体】平成30年度における、スタッフ・ディベロップメントの内容



【大学全体】平成30年度における、スタッフ・ディベロップメントの参加状況



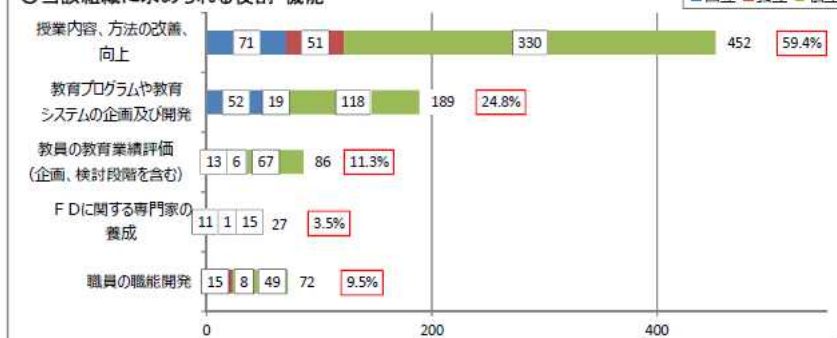
(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。

出典:「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)

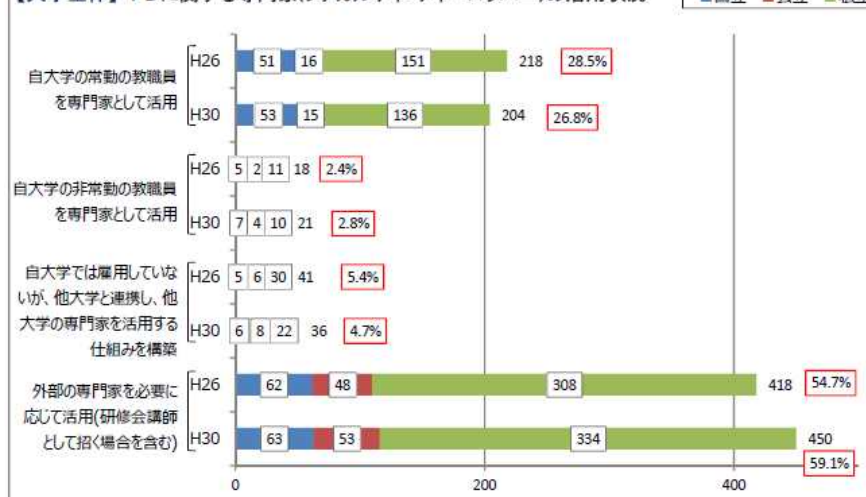
【大学全体】FDに関するセンター等の組織を設置する大学



○当該組織に求められる役割・機能



【大学全体】FDに関する専門家(ファカルティ・ディベロッパー)の活用状況

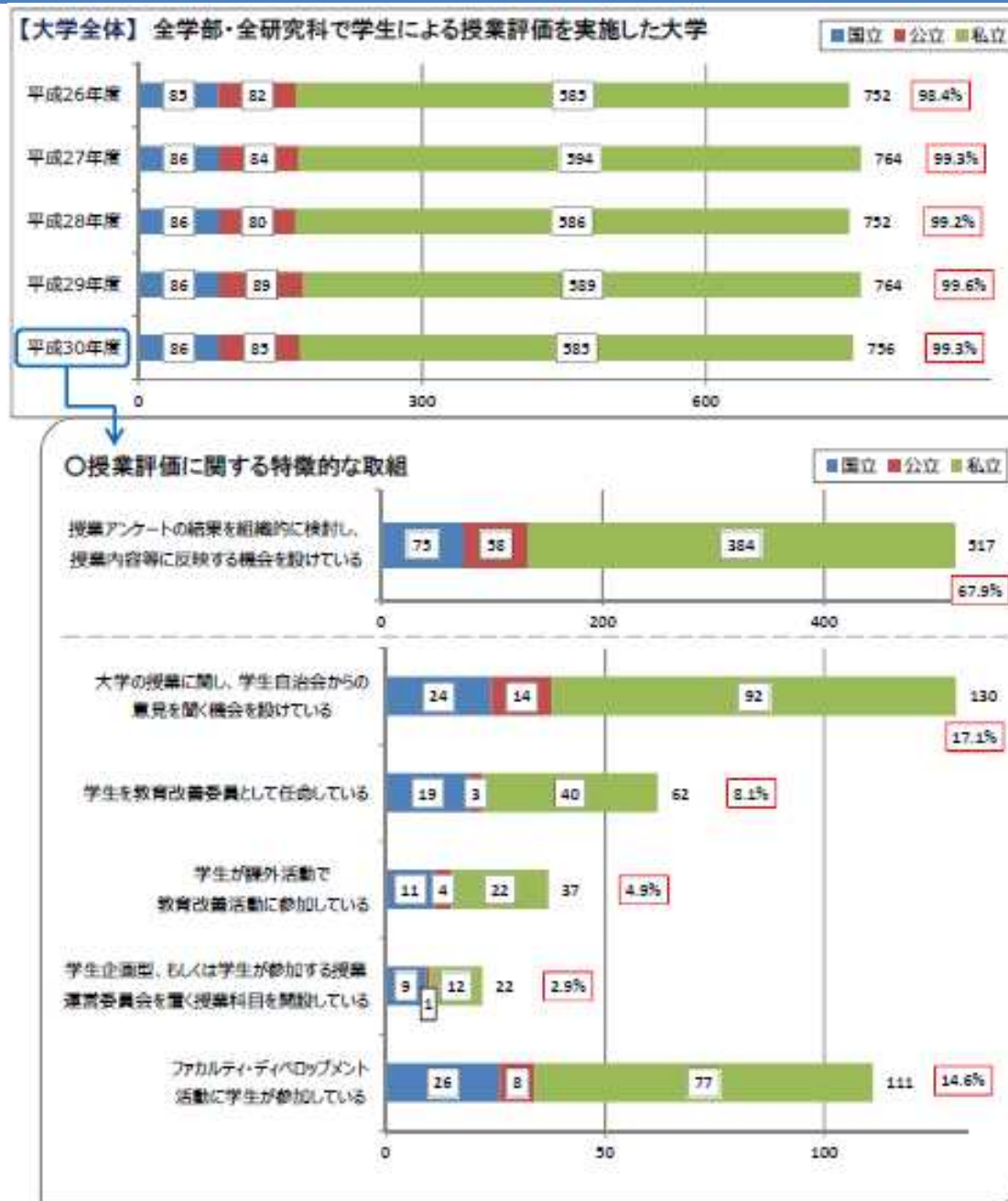


SD・FDの取組状況に関するデータ②



出典:「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)

学生による授業評価等に関するデータ



- 事務組織や事務職員については、平成26年2月の「大学のガバナンス改革の推進について」（大学分科会審議まとめ）を踏まえ、**大学教育部会・大学分科会において平成26年から29年にかけて集中的な審議が行われた。**
 - 同審議を踏まえ、平成28年に大学の教職員に対する研修の機会等について、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図る観点から設置基準が改正された。
平成29年には、事務組織については、大学の教育研究の組織的かつ効果的な運営を図るという目的を明確にする観点から「大学はその事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を置くこととする」との規定について、現行の規定（その事務を遂行するため）に見直すとともに、教員と事務職員等とが連携体制を確保し、協働して業務に取り組むことの重要性について、大学設置基準に規定を設ける改正が行われた。
 - また、上記と併せて、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年中央教育審議会答申）を踏まえ、学校教育法における事務職員の職務規定の見直し（「事務職員は、事務に従事する」⇒「事務職員は、事務をつかさどる」）が行われた。
- ※ なお、同審議では法令上の「専門的職員」の位置づけの検討も行われていたが、各大学における専門的職員の配置が多様であること、資格・処遇等について確立されていないこと、大学の規模によっては専門的職員として業務を固定化することへの難点を指摘する意見などがあること等から成案には至らなかった。

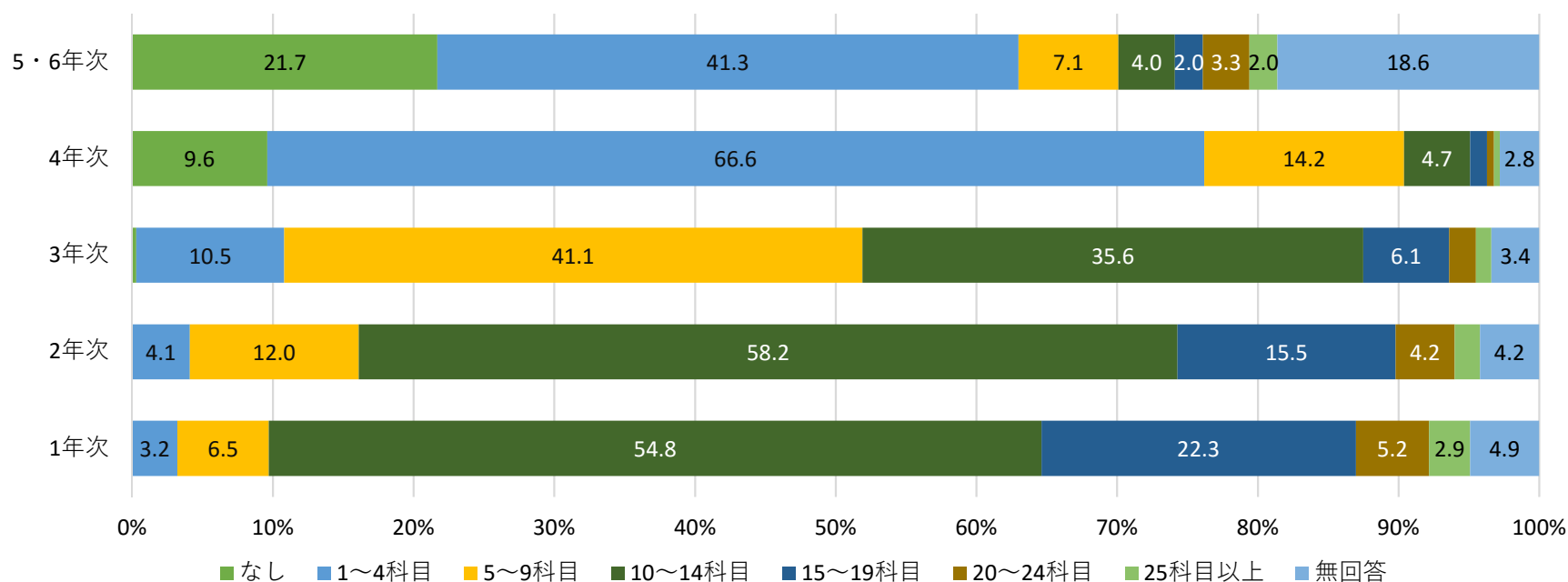
学年別の履修状況について

○1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている(1年次2年次ともに最頻値は12科目)。

○3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める(最頻値は10科目)。

○4年次(「医・歯・薬」を除く)になると最頻値は1科目(29.3%)であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出



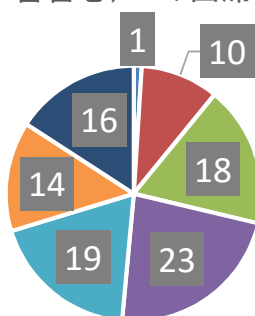
出典：国立教育政策研究所調査(平成28年度)より文科省で作成

授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間【学部3年生※】

- 試行実施に参加意向のあった515大学に在籍する学部3年生※（約41万人）が対象。
- 授業への出席は16時間以上が49%に対し、授業に関する学習は5時間以下が67%。
- アルバイト等、趣味等、スマートフォン使用は、11時間以上がそれぞれ49%、37%、48%。

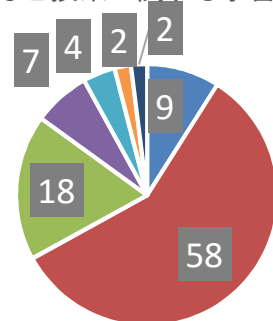
※標準修業年限が5年
又は6年の学部は、
4年生が対象。

項目①：授業（実験・実習含む）への出席



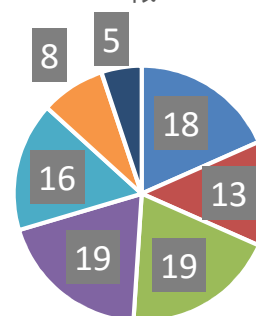
平均値（注）16.7時間

項目②：予習・復習・課題など授業に関する学習



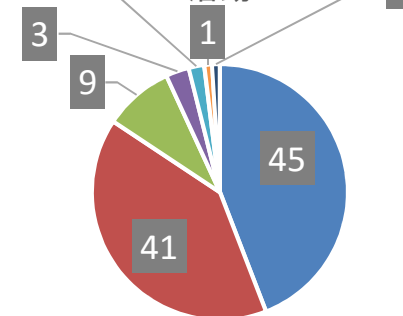
平均値（注）5.9時間

項目⑤：アルバイト／定職



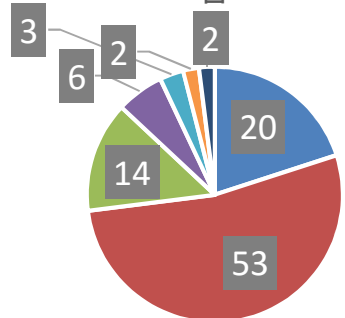
平均値（注）11.2時間

項目⑥：就職に関わる活動



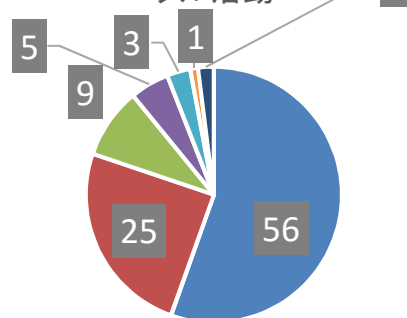
平均値（注）3.1時間

項目③：授業以外の学習



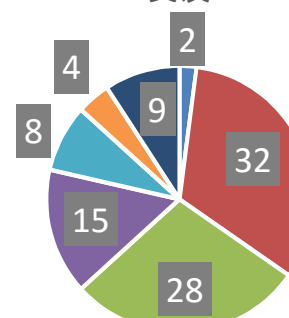
平均値（注）5.2時間

項目④：部活動／サークル活動



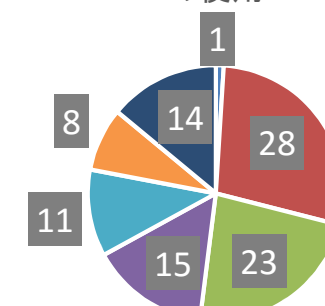
平均値（注）3.5時間

項目⑦：趣味／娯楽／交友



平均値（注）10.8時間

項目⑧：スマートフォンの使用



平均値（注）13.2時間

■ 0時間 ■ 1~5時間 ■ 6~10時間 ■ 11~15時間 ■ 16~20時間 ■ 21~30時間 ■ 31時間以上

（注）平均値については、1～5時間を「3時間」、6～10時間を「8時間」、11～15時間を「13時間」、16～20時間を「18時間」、21～30時間を「25時間」、31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から除かずに算出。

学内組織等に関連する大学設置基準上の主な規定①

■大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3～4 略

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

学内組織等に関連する大学設置基準上の主な規定②

■大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

学内組織等に関連する大学設置基準上の主な規定③

■大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

3. 大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）①

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）
【昭和31年10月22日制定】

大学基準（大学基準協会 昭和二十二年決定）
【昭和28年6月9日改訂】

四、教員の任免、資格等については次の基準に依る。

一、教授は専門とする学術の進歩並にその教育に対して責任を負う。

二、大学長は教授及び助教授の任免に当っては教授会に諮りその賛同を得ることを必要とする。

三、資格審査は人格、教授能力、教育業績、研究業績、学界並に社会における活動等について行われなければならない。

四、教授、助教授、助手には研究に対する必要な施設と時間が与えられなければならない。

五、教授、助教授、助手にはその精力と時間とをその他の職業に割くことなく自らその家族を支えるために適当な俸給が与えられなければならない。



第四章 教員の資格

第十三条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下本条、次条及び第十六条において同じ。）において教授の経歴のある者
- 四 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- 五 高等学校及び専門学校（旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校をいう。以下次条第五号において同じ。）並びにこれらと同等以上と認められる学校において五年以上教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- 六 芸能体育等については、特殊の技能にひいて、教育の経歴のある者

昭和28年6月改訂大学基準協会「「大学基準」及びその解説」（抄）

四、教員の任免・資格等

わが国在来の大学では、とかく学問の研究を重視して教育の部面を等閑視する傾向が強かったが、新制大学では、学問の研究と教育の両面を共に重視し、二者を一体化するのが建前であるから、1において教授たるものは、学問の研究と教育の二種の職責のあることを明記したものである。もつともここでは、教授の職分に対する責任を規定しているにとどまらず、助教授等の責任に関しては、別段言及していないが、当然それぞれの職分に応じて責任を持つことが期待される。また、2においても、教授、助教授以外の職員は、免に關しては触れていないが、これは各大学の実情に即し、適当に処理すればよいのである。もつとも、学長の任免に關しては、法令その他で別途規定していない限り、各大学の特殊性を尊重しつつ、しかも、妥当公正な方法で行われることが望ましい。

次に、3の条項では、教員資格審査に必要な項目を挙げ、かような面から十分審査して最適の教員を選任することが肝要であることを述べたもので、実際に審査するに当たっては、更に具体的に規定する必要がある。しかし、従来いずれの大学でも程度の差こそあれ、それぞれ適当に実施していた筈であるが、新制大学では、学問の研究と教育の両面とを共に重視する建前を更に明確にするために、従来の「資格審査は人格、額学歴、職歴、著書、論文、学界並に社会における活動等について行われなければならない」という条項を「資格審査は人格、教授能力、教育業績、研究業績、学界並に社会における活動等について行われなければならない」と改訂したのである。今後は更にこの点に留意してこの趣旨に副うよう万全の努力を払われんことを望む次第である。

4の場合、大学の教員は、研究と教育の二重の職分を原則とする関係上、大学は相当の研究費と必要な施設並びに時間とを教員に与えるものはもちろん、授業負担の過重に陥らないよう特に配慮する必要がある。更に大学の教員は、5の条項で規定している如く「その精力と時間とをその他の職業に割くことなく、自らその家族を支えるために適当な俸給が与えられなければならない」。しかも、この適当な俸給を決定するに当たっては、必ずその身分及び職能を十分考慮すべきことを忘れてはならない。

昭和33年文部省大学学術局大学課「大学設置基準の解説」（抄）

第四 教員の資格について

教員の資格については、学校教育法第八條の規定に基づき、この設置基準で教授、助教授、講師及び助手の資格要件を定めたのである。

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）②

【昭和48年11月28日公布】

（助教教授の資格）
第十四条 助教教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一 前条に規定する教授となることのできる者

二 大学において助教教授又は専任の講師の経歴のある者

三 大学において三年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者

四 修士の学位を有する者又は旧大学令による大学の大学院に三年以上在学した者で、教育研究上の能力があると認められる者

五 高等学校及び専門学校並びにこれらと同等以上と認められる学校において、三年以上教授の経歴があり、又は五年以上助教教授若しくは専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績若しくは能力があると認められる者

六 研究所、試験所、調査所等に五年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

（講師の資格）
第十五条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第十三条又は前条に規定する教授又は助教教授となることのできる者
二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助手の資格）
第十六条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学の学部を卒業した者
二 前号の者に準ずる能力があると認められる者



（助手の資格）
第十六条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一 学士の称号を有する者
二 （略）

昭和48年11月28日文大第476号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（通達）」（抄）
趣旨

今回の改正は、去る九月二十九日公布された国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百三十三号）により学校教育法の一部が改正され、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）を置くことができるものとされたことに伴い、学部以外の基本組織の設置基準上の取扱いを定めるとともに、これを機会に、授業科目の区分の取扱い及び授業期間について弾力化を図るなど、各大学がその特色を生かして多様な教育研究を展開しうるよう所要の措置を講じたものである。

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）③

【平成3年6月3日公布】

【昭和60年2月5日公布】

（教授の資格）

第十三条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一・二 （略）

三 大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下本条及び次条において同じ。）において教授の経歴のある者

四・五 （略）

六 芸能体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者

七 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

（助教授の資格）

第十四条 助教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一・六 （略）

七 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

第四章 教員の資格

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 （略）

三 大学において教授の経歴のある者

四 （略）

「削除」

五 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

昭和60年2月5日文高令第88号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（抄）

一 改正の趣旨

大学における教育研究の一層の発展を図るためには、大学や研究所のみならず広く社会に人材を求め、その優れた知識及び経験を大学において活用することが必要であることにかんがみ、各界にあつて、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者について、大学の教授等の資格を認めることとしたものであること。

平成3年6月24日文高第184号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、

（略）

四 教員の資格について

（一）教授の資格について

① 教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。

② 博士の学位の趣旨を踏まえ、博士の学位を有する者についても、それに加え、研究上の業績を有することを必要としたこと。

③ 旧制の大学、高等学校、専門学校等における教授歴を有する者に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規定の適用により対応し得ることから、これを廃止したこと。

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）④

【平成13年3月30日公布】

（助教授の資格）
第十五条 助教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一（略）

二（略）

三 大学において三年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者

四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

〔削除〕

五（略）

六 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者

二（略）

（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二（略）



（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一・二（略）

三 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

〔削除〕

四 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（二）助教授の資格について

① 助教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。

② 旧制の大学の大学院の在学歴又は旧制の高等学校、専門学校等における教授歴に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規定の適用により対応し得ることから、これを廃止したこと。

平成13年3月30日「二文科高第346号」大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関としてその役割を十分に果たしていくため、高等教育制度の国際的な整合性を図り、教育研究のグローバル化を推進するとともに国際競争力を高めることが重要であるとの考えを基本とするものであります。このような考えに基づき、・・・第二に、教員の教育能力等を従来以上に重視する観点から、教員資格の見直しを図る、・・・等の制度改正を行うものであります。

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）⑤

【平成15年4月1日公布】

（助教授の資格）

第十五条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者
〔削除〕

二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三（略）

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一（略）

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一（略）
二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第四章 教員の資格

（学長の資格）

第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）

第十四条（略）
一・二（略）

三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位

（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四・六（略）



平成15年3月31日「五文科高第162号」学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抄）

第三 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第十五号）

五 大学設置基準の一部改正

（四） 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。

（五） 教授等の資格

教授となることのできる者として、専門職学位を有し、当該学位の分野に関する業務上の実績を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。

また、助教授となることのできる者として、専門職学位を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）⑥

【平成18年3月31日公布】

- (助教授の資格)
第十五条 (略)
一・二 (略)
三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
四・五 (略)



- (教授の資格)
第十四条 (略)
一・三 (略)
四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
五・六 (略)
(准教授の資格)
第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
一 (略)
二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
三・五 (略)
(講師の資格)
第十六条 (略)
一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
二 (略)

平成二年8月5日「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（中央教育審議会）

第2章 設置認可の在り方の見直し

3 設置審査に係る基準の見直し

現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている。今回、これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立って、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である。

平成二年5月「日一八文科高第133号」「大学の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抄）

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）

(一) 改正の趣旨

今回の改正のうち、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定は、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として助教授に代えて「准教授」を設けその職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものである。

第二 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二年文部科学省令第二号）

一 大学設置基準（昭和二十一年文部省令第三号）の一部改正

(四) 教員の資格

准教授となることのできる者については、法改正前の助教授となることのできる者と同様の資格を定めたこと。

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。

大学設置基準の主な変遷（教員資格関係）⑦

【平成30年1月26日公布】

（助教の資格）
第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者



（教授の資格）
第十四条（略）

一 三 （略）

四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五・六 （略）

（准教授の資格）

第十五条 （略）

一 （略）

二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三 五 （略）

（助手の資格）

第十七条 （略）

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 （略）

平成30年1月26日二九文科高第930号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（抄）

今回の改正は、「学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四一号）」により専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の制度が図られたことを踏まえ、専門職大学等の趣旨をさらに既存の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、新たに専門職学科の制度を創設するものです。